

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 建築物・公共施設等安全確保計画

第1節 総 則

地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 建築物の震災対策計画

第1 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

併せて、住宅については、京都府建築物耐震改修促進計画に耐震化数値目標を設定し、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図る。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

(1) 耐震性の確保等

緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、国、市町村等と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。

また、建築後、定期的な検査を行い、必要な改修を実施する。

なお、国、府、市町村は、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。

(2) 既存耐震不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要に応じ適正な改修計画を策定し、順次改修を行う。

市町村施設についても、耐震診断・改修促進について、指導・助言を行う。

2 多数の者が利用する特定建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、以下の対策を進める。

- (1) 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。
- (2) 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。
- (3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。
- (4) 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の者が利用する建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

- (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や、感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取り組みについて市町村や関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。
- (2) 耐震相談窓口を設置するとともに、マスメディア等を活用した府民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- (3) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。
- (4) ブロック塀等について、市町村と連携して建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発する。
- (5) 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

4 緊急輸送道路沿道建築物

府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

- (1) 市町村の区域を超える救援活動等の支援のために、次により、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。
 - ・ 高速道路網を基幹道路として構成
 - ・ 迅速な支援活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定
 ◇対象施設：府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所
- (2) 対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第5条第3項第2号>

昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物を耐震化の対象とする。
- (3) 対象建築物の所有者から報告された耐震診断結果を公表するとともに、耐震性が不足する対象建築物の所有者に対し、耐震設計・耐震改修などを支援し、耐震化を促進する。

5 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次のような区域について、市町村は府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、府及び市町村は必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

- ・ 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域
- ・ 市町村地域防災計画において特に重点的に耐震性能の向上を図ることが位置付けられた区域
- ・ 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域

6 密集住宅市街地の面的整備

建築物単体の耐震改修促進と並行して、特に緊急に改善すべき密集住宅市街地について市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等に基づき面的整備を促進する。

- (1) 整備に係る各種手法等を普及し、市町村主体の面的整備事業を誘導する。
- (2) 地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及し、合意形成を図っていく。

7 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、府民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

(2) 応急危険度判定制度の整備

ア 地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

- (ア) 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。
- (イ) 講習受講者からの申し出により判定士として府に登録する。
- (ウ) 他府県から転居した判定士も、簡単な手続きで府に登録する。

イ 応急危険度判定体制の確立

- (ア) 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。
- (イ) 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。
- (ウ) 応急危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保する。
- (エ) 判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

(3) 応急危険度判定訓練等の実施

被災時に的確に実施することができるよう、通常時においても全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会及び京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、次のとおり、訓練及び研修を実施する。

- ア 判定士又は市町村等を対象とした連絡訓練の実施
- イ 被災モデル建築物による判定実地訓練の実施
- ウ 応急危険度判定制度に関する研修の実施

8 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災

害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保する。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

(2) 全国組織との連携

全国の都道府県等により組織する被災宅地危険度判定連絡協議会において判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、被災宅地危険度判定体制の充実を図る。

9 液状化対策

国、府、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、国、府及び市町村は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、府民への適切な情報提供等を図るものとする。

第3 推進体制の整備

1 京都府建築物耐震改修促進計画の推進

府関係部局、京都市及び宇治市等の関係部局、建築関係団体等で構成する検討委員会による調整、協議を通じて策定した「促進計画」に基づき既存建築物の耐震対策を推進する。

2 推進体制の整備と進行管理

1の計画に基づき、対象建築物及び当該耐震対策の進行状況を把握するとともに、耐震改修促進法を活用し、耐震診断、改修の促進を図る。

第4 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設適地の確保

府及び市町村は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

2 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

府は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るための体制を確立する。

3 既存施設の利用

- (1) 府及び市町村は、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。
- (2) 府は、民間住宅やホテル・旅館等の関係業界団体から一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立する。

第3節 電気・ガス施設防災計画

第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や京都府との連携強化を図る。

2 計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(1) 地震動への対応

ア 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

オ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

カ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

(2) 津波への対応

ア 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

イ 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

ウ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

エ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

第2 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

1 計画の方針

ガス施設において、液状化対策を含めた耐震性の強化を図るとともに、地震が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

2 計画の内容

(1) 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策(ガス供給設備)

ア 新設設備はガス工作物技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナール感震自動ガス遮断装置を設置している。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第4節 上下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、震災時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。

また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。

- (4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
 - (5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
 - (6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
 - (7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。
- また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (8) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
 - (9) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や受水槽等の耐震化の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第2 下水道施設防災計画

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う地震対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、地震対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での

保管等に努めるものとする。

- (3) 下水道管理者は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 府及び下水道管理者は、円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用するものとする。
- (8) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第3 工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設防災計画の2 計画の内容(1)～(9)」に準じた対策を講じるものとする。

第5節 学校等の防災計画

第1 計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 計画の内容

1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

(1) 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

ア 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

イ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

ウ 施設・設備の被災状況の点検等

(3) 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

(4) 避難所としての運営方法等

市町村の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

2 施設・設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

イ 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

(3) 設備・備品の安全対策

震災等の災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 防災に関する計画等の整備に関する事項
- (2) 防災上必要な教育に関する事項
- (3) 防災上必要な訓練に関する事項
- (4) 施設・設備等の災害予防対策に関する事項

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在12箇所、425.7 haある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京都府立都市公園 (令和5年4月1日現在)

都 市 公 園 名	所 在 地	供用面積(ha)	備 考
嵐山公園	京都市	10.6	
嵐山東公園	〃	11.4	
鴨川公園	〃	39.9	
伏見港公園	〃	3.7	
洛西浄化センター公園	京都市・長岡京市	5.6	
宇治公園	宇治市	1.6	
山城総合運動公園	〃	94.9	
天橋立公園	宮津市	25.1	
丹後海と星の見える丘公園	〃	142.9	
木津川運動公園	城陽市	12.7	
関西文化学術研究都市記念公園	精華町	24.1	
丹波自然運動公園	京丹波町	53.2	
合 計		425.7	

第2 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難地や一時避難地となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第3 計画の内容

1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

- ・ 防火帯となる植樹帯等の整備
- ・ 避難場所や応急活動の拠点地、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の耐震性向上対策
- ・ 避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備
- ・ 避難生活や応急活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備
特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び木津川運動公園については、防災活動拠点となるこ

とから、その役割に応じた施設整備を行う。

2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第7節 通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本放送協会京都放送局、株式会社エフエム京都

第1 計画の方針

電気通信設備の地震災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル（171）」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

地震災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (2) 大地震による洪水又は津波等の恐れがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の電送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

地震災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の設備充実を図る。

- (1) 小型無線電話機の増備
- (2) 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル（171）」運用計画

「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外からの利用（登録）を可能とする。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンに開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- (1) 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝ぱん試験
- (5) 交通路の調査
- (6) 非常持出機器、書類の指定
- (7) 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- (8) 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- (9) その他必要と認められる事項

第8節 鉄道施設防災計画

西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社・近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社・叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社

第1 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は図2.1.1のとおりである。

第2 計画の内容

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- 2 河川改修に伴う橋梁改良
- 3 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- 11 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- 12 危険及び不良箇所 の点検整備
- 13 落石、倒木警報装置の点検整備
- 14 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 15 その他防災上必要なもの

第3 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

2 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方および落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に導入した初代の早期地震警報システムを改良し、平成17年8月に東海道新幹線早期地震

警報システム（テラス）を導入した。このテラスは最新の地震諸元推定方式を導入し、警報発信時間を初代システムの3秒から2秒へ1秒短縮し、警報精度の向上を図った。

テラスによる地震動の早期検知はP波の波形の「振幅増加度」から震央距離を推定し、さらに波形の最大振幅を加味しマグニチュードを推定している。この推定から自動判定して、列車を停止するシステムとなっている。P波を検知する箇所は、東海道新幹線を包囲するように過去大規模地震発生域の近くに設置している。（京都府域の検知箇所：舞鶴）さらに、平成20年度より気象庁からの緊急地震速報を活用することで、テラスの早期警報を補完する取り組みを実施している。

また、沿線付近で発生する地震を想定して、東海道新幹線沿線50箇所に地震計を設置しており、一定の地震動を感知した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施するものである。

2 新幹線の緊急耐震補強

平成7年の兵庫県南部地震以降、大規模な地震に対しても構造物が崩壊しないことを目的として、緊急耐震補強（ラーメン高架橋の柱補強、橋桁の落橋防止対策）を実施し、平成11年3月に予定通り完了した。その後、緊急耐震補強以外にも、耐震評価を実施し補強を推進してきた。さらに、平成15年5月に発生した三陸南地震で東北新幹線の高架橋が被災したことを契機として、同年6月、国土交通省より「耐震補強必要箇所がある高架橋について速やかに耐震補強を行うこと」との通達を受け、平成20年度に補強を完了した。

第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画地震対策

1 地震動の早期検知

沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示。

2 列車停止手配

運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達。

3 災害時の体制

「鉄道事故及び災害応急処置要領」による。

4 地震計・警報表示機器の点検整備。

5 防災訓練の実施

第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 鉄道土木施設の防災対策

- (1) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (2) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

2 鉄道電気施設の防災対策

- (1) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (2) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

3 行政との連携

- (1) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- (2) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- (3) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第7 京阪電気鉄道株式会社の計画

地震時体制の確立

- 1 地震計の設置
- 2 本社、運転指令所崩壊の場合の代替場所の確保
- 3 連絡通報系統の周知徹底
- 4 非常時の各人の出勤場所と役割の明確化及び責任者の選定基準策定
- 5 非常用機材の調達方法の確立、飲料水・食料の備蓄
- 6 防災訓練の実施

第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災予防対策の基本方針

- (1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震、津波）を定めている。
- (2) 日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回の実施及び定期検査による各諸施設の点検実施を行い、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

（感震器設置箇所）

西院、大山崎、茨木、能勢口、中津、西宮、六甲の感震器と地震警報表示器の点検整備を実施する。

第9 京福電気鉄道株式会社の計画

地震発生時における車両の運転は、その状況に応じ、鉄道災害対策規則及び大規模地震を想定した事業継続計画（BCP）基本計画書に基づいて処置を講じる。

第10 叡山電鉄株式会社の計画

地震時体制の整備

- 1 地震計の設置
- 2 災害時の緊急連絡・報告経路等の確認
- 3 運転規制の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の整備
- 5 防災訓練の実施

第11 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

震災対策

- 1 地震対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 地震発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

図 2-1-1 鉄道略図

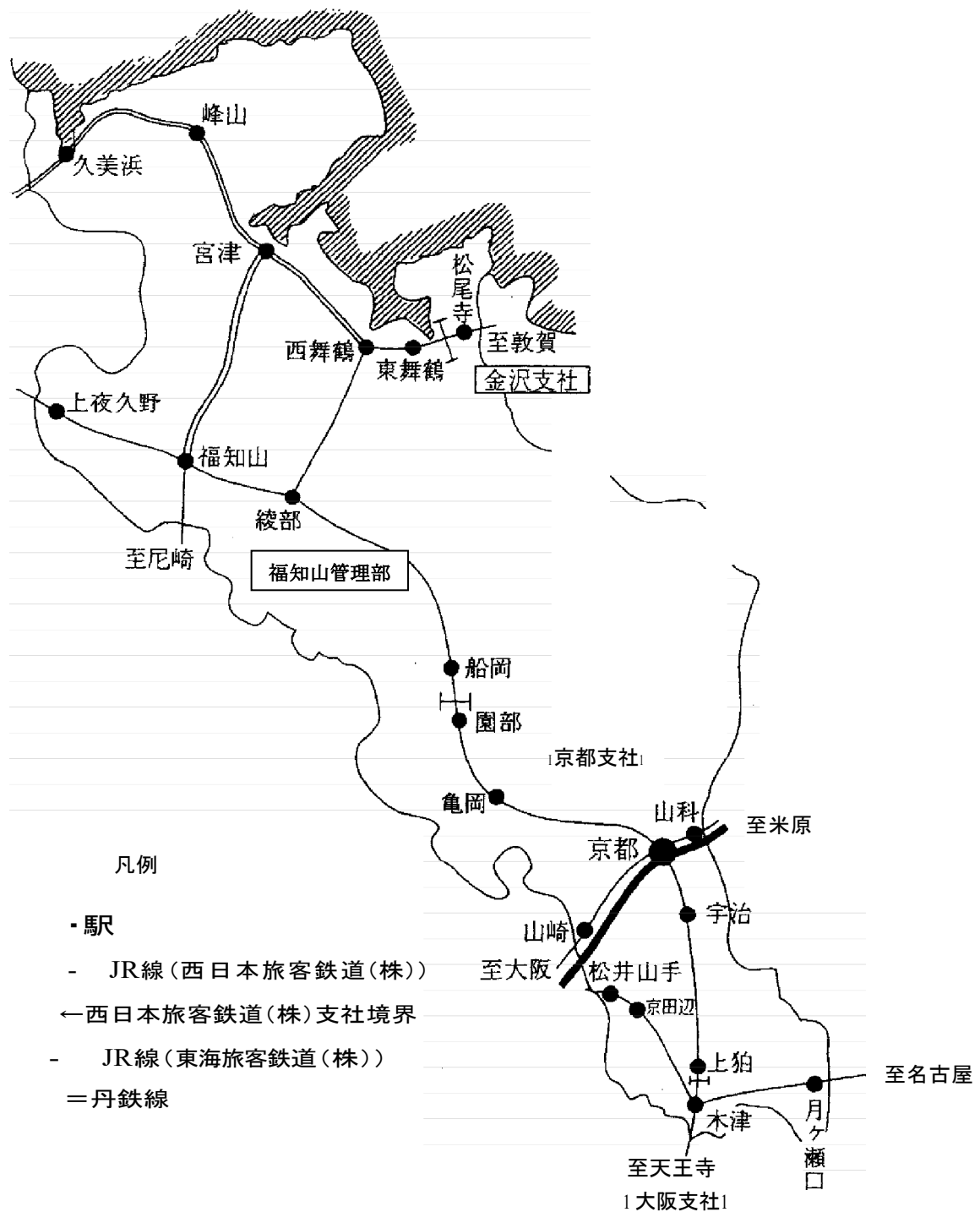
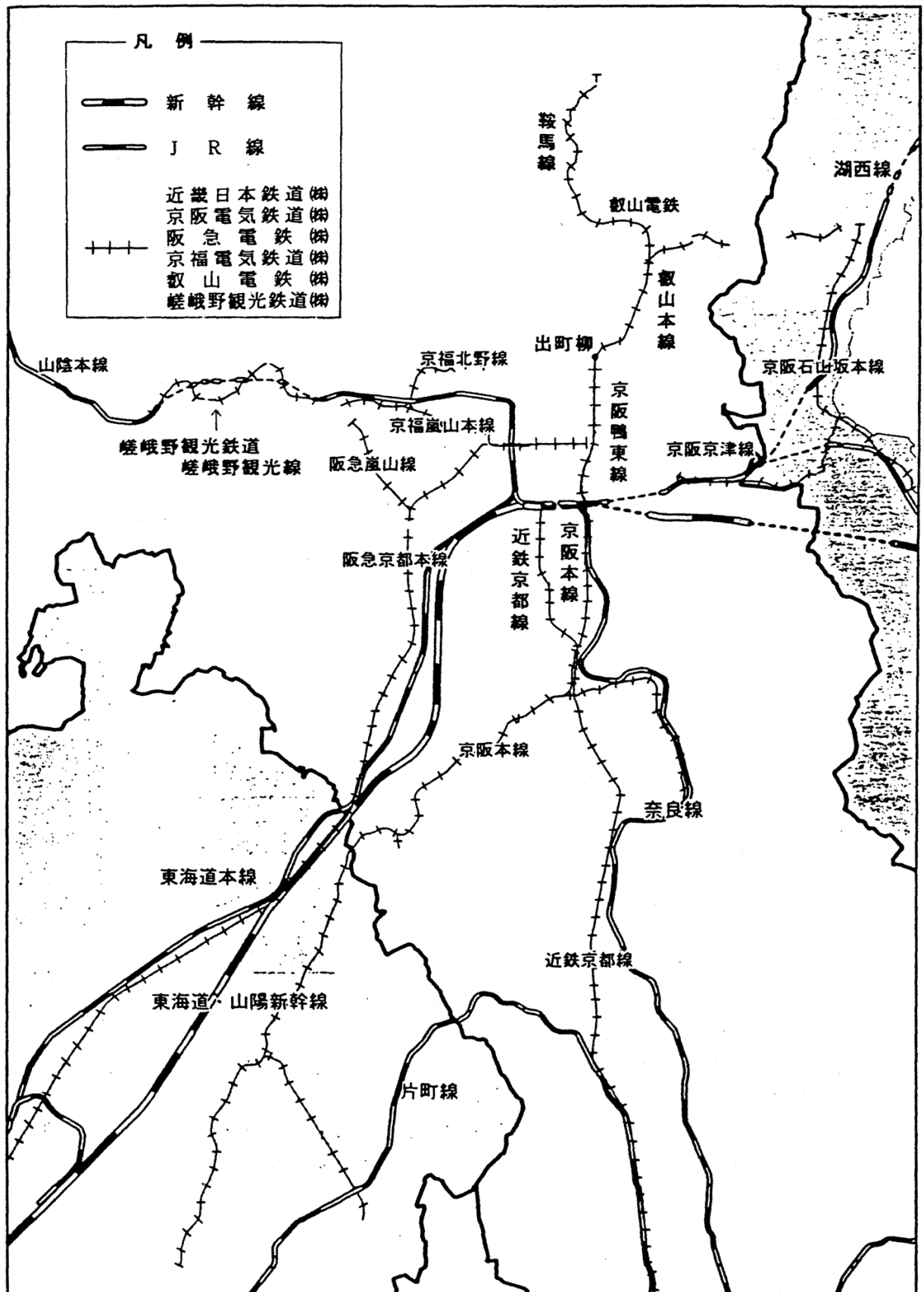


図2. 1. 1(2) 鉄道略図





令和4年4月



第9節 道路及び橋梁防災計画

第1 現況

府内における道路の特徴としては、山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、災害を被る可能性があるため、計画的に道路の付替え、防災工事等により道路体質の改善に努めている。

なお、府が管理している道路及び橋梁の現況と危険箇所の点検結果は表2.1.3のとおりである。

表2.1.3 府管理道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所（平成8,9年度点検結果）		
	管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	433.3	462	109	1	15
主要地方道	882.9	886	284	2	16
一般府道	824.9	802	241	0	20
計	2,141.1	2,150	634	3	51

注：その他には地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
数値は、自転車道を除く。

第2 計画の方針

重要物流道路及び代替・補完路や地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第3 計画の内容

1 緊急輸送道路の整備

重要物流道路及び代替・補完路、地震災害など緊急時に重要となる施設等（府総合庁舎、市町村役場、主要港湾、医療施設等）へのアクセス機能を確保するため、避難・輸送の大動脈である京都縦貫自動車道等の広域的な交通機能をもつ高速道路等の建設や耐震強化を推進するとともに、それらとネットワークを構成する一般国道や主要地方道等の整備を推進する。

なお、府内の重要物流道路及びその代替・補完路、緊急輸送道路については、表3.17.2、表3.17.3及び表3.17.4に示す。

2 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

3 重要な道路構造物の整備

(1) 橋梁の整備

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

(2) トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を推進する。

第10節 河川・海岸施設防災計画

第1 河川施設防災計画

1 現況

府内を流れる一級及び二級河川は394河川で、河川延長にして、約2,046kmであり、このうち、知事が管理する河川は377河川、延長約1,852kmである。

その他これらの河川に注ぐ多数の小河川及び水流が市町村によって管理されている。

河川については地震時において防災機能としての役割が重要となる。

2 計画の方針

- (1) 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ、内水排除を実施する。また、テレメーターシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を整備する。
- (2) 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。

3 計画の内容

- (1) 避難のための広場整備を行う。
- (2) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。
- (3) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

第2 海岸施設防災計画

1 現況

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであり、このうち109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

表2.1.4 保全区域所管別 海岸諸元

保全区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	131.1	69.2
国土交通省 水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産庁	81.5	22.1
計	315.2	109.0

2 計画の方針

海岸施設の整備に当たっては、耐震性を考慮するとともに、津波による被害を最小限にとどめるため海岸の状況に応じた防災対策に努める。

3 計画の内容

護岸の緩勾配化、潜堤、養浜等による面的な防災対策を図り地震・津波に強い施設整備を進める。

第11節 砂防及び治山施設防災計画

第1 砂防施設防災計画

1 現況

府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,732溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。

また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,074溪流あり（令和6年2月29日現在）、適切な管理に努めている。

2 計画の方針

地震等の際には山腹崩壊や地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、土石流から人命・財産を守るため、砂防堰堤等の整備を実施するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき砂防堰堤等の整備を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 地盤のゆるみによる有害な土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整して対策を実施する。
- (2) 土砂礫の流下や溪床の浸食を防止し、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工等を設置する。
- (3) 既存施設を適宜巡回・点検して適切な管理に努める。
- (4) 危険箇所の把握と二次的な土砂災害に関する予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

第2 治山施設防災計画

1 現況

府内森林面積342,317haのうち約106,174haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

なお、府内の林地保全に関する土砂災害警戒区域箇所等の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。

2 計画の方針

既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある危険区域については、治山事業の拡充と造林を推進する。

これらにより、荒廃した溪流の安定を図り、地震による山地災害を防止する。

3 計画の内容

治山事業実施方針に基づき崩壊地の復旧、山腹崩壊危険地の予防工事を行う。

- (1) 地震による崩壊及び崩壊の危険のある斜面に森林を復旧安定して育成させるため、山腹工事を行う。
- (2) 浸食の甚だしい溪流の浸食を防ぎ、山腹斜面を安定させるとともに、山腹崩壊による土石流を防止するために治山ダムを設置する。
- (3) なだれの危険のある箇所において、防止機能の高い森林を造成すると同時に補完する構造物を設置し、

なだれ発生防止を図る。

- (4) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、必要な対策を講じる。
- (5) 危険箇所の把握と2次的な山地災害に関する警戒避難体制の整備の指導を行う。

第3 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元に周知を行うとともに治山対策を検討する。

2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

3 地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり推進室及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。（<https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html>）

（令和5年4月1日現在）

山地災害危険地区の種類	箇所数	備 考
山腹崩壊	2,776箇所	※ 該当市町村を下記に示す。
地すべり	26箇所	
崩壊土砂流出	2,270箇所	
合計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

表2.1.5.1土砂災害警戒区域等一覧表

(令和5年4月1日現在)

危険区域別 市町村別		林 地 保 全				農地保全
		山 地 災 害 危 険 地（国有林分）			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
京都林務	京都市	3 0 4 (34)	3 3 6 (39)			
	向日市	2				
	長岡京市	1 9	7			
	大山崎町	8	1			
	小計	3 3 3 (34)	3 4 4 (39)			
京 都 府 山 城 広域振興局	宇治市	4 4	5 0			
	城陽市		3			
	久御山町					
	八幡市	5				
	京田辺市	3	1			1
	井手町	1 (8)	3			
	宇治田原町	5 3	4 6	1		
	木津川市	8 9 (1)	2 1 (1)			
	笠置町	2 7	1 6			
	和束町	3 8	3 6			1
	精華町	5				
	南山城村	5 2	2 1			
	小計	3 1 7 (9)	1 9 7 (1)	1		2
京 都 府 南 丹 広域振興局	亀岡市	1 1 1	1 6 4	1		
	南丹市	2 5 2	2 0 9		9 1	
	京丹波町	6 4 (2)	1 1 2 (4)	1		
	小計	4 2 7 (2)	4 8 5 (4)	2	9 1	
京 都 府 中 丹 広域振興局	綾部市	2 5 5	1 9 1 (7)		3	
	福知山市	3 9 9	4 0 1	4	1 0	
	舞鶴市	3 5 3	2 1 9 (3)	7	8	
	小計	1 0 0 7	8 1 1 (10)	1 1	2 1	
京 都 府 丹 後 広域振興局	宮津市	1 1 9 (7)	1 1 0 (2)	4	4	
	与謝野町	7 8	8 5		1 8	
	伊根町	5 0 (1)	2 3	2	2 1	
	京丹後市	4 4 5 (2)	2 1 5 (3)	6	8 7	1
	小計	6 9 2 (10)	4 3 3 (5)	1 2	1 3 0	1
合計		2, 7 7 6 (55)	2, 2 7 0 (59)	2 6	2 4 2	3

表2. 1. 5. 2 土砂災害警戒区域等指定状況(R6.2.29)

市町村名 (土木事務所名)	最終見込み		指定数							
			計		土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別		
京都市	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
京都土木 小計	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
西京区一部	120	95	120	95	38	23	80	72	2	0
向日市	14	10	14	10	1	1	13	9	0	0
長岡京市	52	43	52	43	19	12	33	31	0	0
大山崎町	31	26	31	26	8	5	23	21	0	0
乙訓土木 小計	217	174	217	174	66	41	149	133	2	0
宇治市	269	223	269	223	109	72	160	151	0	0
城陽市	18	15	18	15	4	1	14	14	0	0
八幡市	46	35	46	35	11	3	35	32	0	0
京田辺市	160	121	160	121	41	17	118	104	1	0
井手町	50	34	50	34	20	4	30	30	0	0
宇治田原町	193	157	193	157	94	59	98	98	1	0
久御山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山城北土木 小計	736	585	736	585	279	156	455	429	2	0
木津川市	353	292	353	292	75	29	275	263	3	0
笠置町	92	70	92	70	40	23	51	47	1	0
和束町	155	119	155	119	53	25	99	94	3	0
精華町	88	79	68	60	4	1	62	59	2	0
南山城村	164	140	164	140	60	38	104	102	0	0
山城南土木 小計	852	700	832	681	232	116	591	565	9	0
右京区一部	19	18	19	18	9	8	10	10		
亀岡市	760	628	760	628	325	203	434	425	1	0
南丹市	1,772	1,540	1,752	1,522	691	476	1,060	1,046	1	0
京丹波町	1,379	1,194	1,379	1,194	565	396	812	798	2	0
南丹土木 小計	3,930	3,380	3,910	3,362	1,590	1,083	2,316	2,279	4	0
舞鶴市	2,209	1,822	2,209	1,822	985	614	1,218	1,208	6	0
綾部市	1,671	1,369	1,671	1,369	707	424	961	945	3	0
中丹東土木 小計	3,880	3,191	3,880	3,191	1,692	1,038	2,179	2,153	9	0
福知山市	2,363	2,046	2,363	2,046	944	649	1,411	1,397	8	0
中丹西土木 小計	2,363	2,046	2,363	2,046	944	649	1,411	1,397	8	0
宮津市	609	475	609	475	276	153	324	322	9	0
京丹後市	1,764	1,478	1,764	1,478	574	329	1,181	1,149	9	0
伊根町	136	111	136	111	37	20	91	91	8	0
与謝野町	485	410	485	410	257	183	228	227	0	0
丹後土木 小計	2,994	2,474	2,994	2,474	1,144	685	1,824	1,789	26	0
市町村にまたがる指定箇所	-18	-7	-18	-7	-11	-3	-7	-4	0	0
合計	17,359	14,588	17,319	14,551	6,866	4,381	10,393	10,170	60	0

第12節 地すべり・急傾斜地防災計画

第1 地すべり防災計画

1 現況

府内の地すべり防止区域の数は表2.1.6のとおりであり、国土交通省所管のものが22箇所、農林水産省所管のものが9箇所（林野庁6箇所、農村振興局3箇所）であって、合計31箇所である。

2 計画の方針

地すべりの発生原因は主として地下水によるものであるが、大地震の際に地面が激しく震動すると、そのために地すべりが発生することもある。

特に、湖沼や湿地等が多く存在しているところでは、過去の地すべりによって形成されたものと考えられる場合があり、今後も注意を要するところである。

このような状況を考慮して、地すべり防止区域の判定及び地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、当該地すべりの特性に合致した対策工を施工する。

3 計画の内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難態勢の整備を行う。

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果にもとづいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (3) 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- (4) 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
- (5) 土砂災害警戒区域の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

第2 急傾斜地防災計画

1 現況

傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,393箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち347箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）

2 計画の方針

地震等の際には斜面崩壊や、地盤の緩みが生じて降雨により二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、がけ崩れ等の災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止対策を実施する。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき急傾斜地崩壊防止対策工を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質・被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。

- (2) 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- (3) 雨水排除・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。
- (4) 危険区域ごとに、豪雨・地震・予報・警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (5) 危険箇所の把握と、二次的な土砂災害に関して、予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

表2. 1. 6 地すべり防止区域一覧表

令和6年4月1日現在

振興局	地すべり防止区域名	所 在 地	面積 (ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地		保安林	
山城	小塩	京都市西京区大原野小塩	8. 11	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S11. 10		
	山之上	木津川市加茂町大字北	6. 47	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	一部	S34. 1		
	美浪	木津川市加茂町大字美浪	6. 24	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S34. 1		
	木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17. 37	農林水産省告示第447号	昭和38年 4月10日			一部	S31. 2
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14. 97	建設省告示第298号	昭和47年 3月 3日				
	園	相楽郡和束町園	11. 82	農林水産省告示第358号	昭和55年 3月17日				
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50. 81	建設省告示第812号	昭和57年 3月26日	一部	H15. 12		
	白栖	相楽郡和束町大字白栖	23. 79	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日				
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5. 5	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日				
	白栖(追加)	相楽郡和束町大字白栖	6. 53	建設省告示第832号	昭和63年 3月18日				
	小塩(2)	京都市西京区大原野小塩	5. 23	建設省告示第866号	平成元年 3月31日				
	山之上(追加)	木津川市加茂町大字北	1. 71	建設省告示第929号	平成 3年 3月30日				
	天王黒岩	京田辺市天王黒岩	10. 67	農林水産省告示第365号	平成 4年 3月16日				
	天王黒岩 (追加)	京田辺市天王黒岩	1. 33	農林水産省告示第1066号	平成10年 7月22日				
	小塩(3)	京都市西京区大原野南春日町	9. 03	建設省告示第1595号	平成11年 8月16日	一部	S12. 7		
	乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	5. 8	国土交通省告示第192号	令和 3年 3月17日				
			185. 38						
南丹	土ヶ畑	亀岡市畑野町土ヶ畑澤の上	7. 21	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日			○	S47. 12
			7. 21						
中丹	朝代	舞鶴市朝代	7. 92	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日				
	大山	舞鶴市大山	5. 32	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S26. 3		
	上林	綾部市八津合	17. 38	建設省告示第387号	昭和37年 3月 1日	一部	S32. 3	一部	S53. 10
	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63. 26	農林水産省告示第384号	昭和49年 5月10日	一部	S12. 7	一部	S60. 10
	小谷	福知山市大江町蓼原	8. 48	建設省告示第985号	昭和54年 5月17日	一部	S43. 7		
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原	2. 87	国土交通省告示第279号	平成13年 3月21日			一部	S50. 11
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原、小原田	90. 04	国土交通省告示第705号	平成20年 6月 6日				
			195. 27						
丹後	牧	宮津市大字日ヶ谷	5. 92	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日			一部	S43. 4
	藪田	宮津市大字日ヶ谷	14. 69	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S55. 3		
	本村	宮津市日ヶ谷	38. 7	建設省告示第3545号 (建設省告示第830号)	昭和41年10月22日 (平成 2年 3月31日)	一部	S12. 7		
	寺領	与謝郡伊根町大字寺領	9. 04	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日				
	間人	京丹後市丹後町大字間人	15. 94	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日				
	舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54. 26	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日			一部	S50. 11
	長江	宮津市字長江	7. 9	建設省告示第1041号	昭和51年 7月 6日				
	菅野	与謝郡伊根町大字菅野	25	建設省告示第850号	昭和57年 3月26日	一部	S23. 6		
	落山	宮津市大字日ヶ谷	15. 7	建設省告示第824号	昭和62年 3月27日				
	俵野	京丹後市網野町俵野	23. 06	農林水産省告示第1419号	平成 5年12月 6日				
	田原	宮津市字田原	44. 22	農林水産省告示第1500号	平成 5年12月15日			一部	H12. 6
	間人 (追加)	京丹後市丹後町大字間人	10. 04	国土交通省告示303号	平成19年 3月13日				
	田坪	与謝郡伊根町字野村	8. 76	農林水産省告示第1080号	平成20年 7月 7日			一部	S57. 12
	河来見	与謝郡伊根町大字野村	19. 01	建設省告示第299号	平成 9年 2月28日				
			292. 24						
	合 計	31箇所	680. 10				12箇所		9箇所

表2. 1. 7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

令和6年4月1日 現在

事務所	市町村名	危険区域名	所在地	指定年	追加 指定年	面積(ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名	備考
京都	京都市	1 丸山	左京区北白川	S54	H14	3.02	昭54.09.11	第592号		
		2 ケシ山	北区上賀茂	H16		0.02	平14.03.22	第168号		
		3 久多	左京区久多	H24		0.40	平16.03.26	第205号		
		4 周山	周山	H24		1.29	平24.12.07	第705号		
		(旧京北町)				0.49	昭53.06.20	第381号		
		(旧京北町)				0.63	昭57.11.05	第809号		
		(旧京北町)				0.25	昭57.11.05	第809号		
		(旧京北町)				2.37	昭58.09.30	第642号		
		(旧京北町)				1.36	昭61.03.25	第206号		H25.03.12 第107号 解除
		(旧京北町)				0.66	平25.03.12	第108号		上記解除と同時に再指定告示
		(旧京北町)				2.79	昭63.03.30	第201号		
		(旧京北町)				0.90	昭63.03.30	第201号		
		(旧京北町)				3.88	平01.03.31	第250号		
		(旧京北町)				0.84	平05.03.19	第194号		
		(旧京北町)				3.02	平11.12.03	第705号		
		332 松室Ⅰ	西京区松室山添町	R2		0.85	令02.07.21	第420号		
		333 松室Ⅱ	西京区松室山添町	R2		1.81	令02.07.21	第420号		
		小計 箇所 面積	15 23.21							
	計	箇所	15			23.21				
乙訓	京都市	14 沓掛	西京区大枝沓掛	H14	H17	1.12	平14.03.29	第195号		
						0.53	平17.03.18	第161号		
		小計 箇所 面積	1 1.65							
	向日市	15 南山	南山	S62	H04	0.37	昭62.03.28	第200号		
						0.06	平04.03.31	第248号		
		16 南山Ⅱ	南山	H19		1.57	平19.02.06	第64号		
		小計 箇所 面積	2 2.00							
	長岡京市	―――								
		小計 箇所 面積	0 0.00							
	大山崎町	334 早稲田	大山崎	R2		1.28	令02.11.20	第612号		
		小計 箇所 面積	1 1.28							
	計	箇所	4			4.93				
山城北	宇治市	17 下屋	宇治	H10		1.17	平10.03.31	第218号		
		324 西笠取	西笠取	H28		1.20	平28.12.16	第658号		
		小計 箇所 面積	2 2.37							
	八幡市	18 男山	城ノ内	S56		0.55	昭56.03.17	第185号		
		19 杉谷不動	八幡	H08		0.19	平08.03.15	第188号		
		小計 箇所 面積	2 0.74							
	城陽市	―――								
		小計 箇所 面積	0 0.00							
	京田辺市	20 松井	松井	S46		0.29	昭46.04.06	第186号		
		21 天王	天王	S54		1.78	昭54.11.27	第772号		
				S57		1.07	昭57.11.05	第809号	天王(2)	
				S58		2.26	昭58.09.30	第642号	天王(3)	
				S60		0.06	昭60.01.18	第25号	天王(4)	
				H04		0.13	平04.03.31	第248号	天王(5)	
				H04		0.10	平04.03.31	第248号	天王(6)	
				H18		0.03	平18.07.21	第445号	天王(7)	
		22 高船	高船	S56		0.67	昭56.03.17	第185号		
		23 岡村	大住	S59		0.29	昭59.04.03	第236号		
		小計 箇所 面積	4 6.68							
	久御山町	―――								
		小計 箇所 面積	0 0.00							
	井手町	24 清水	清水	H17		0.43	平17.03.18	第161号		
		25 平山	平山	H17		0.34	平17.12.09	第646号		
		小計 箇所 面積	2 0.77							
	宇治田原町	26 老中	南	S58		0.09	昭58.04.22	第310号		
		27 西谷	湯屋谷	S62		0.45	昭62.03.28	第200号		
					H18	0.06	平18.02.03	第57号		
		28 塩谷	湯屋谷	S63		4.57	昭63.03.30	第201号	塩谷Ⅱ	H05.11.05 第657号 解除
				H01			平01.03.31	第205号		H05.11.05 第657号 解除
				H05			平05.11.05	第656号		
				H13		4.59	平13.02.16	第77号		
		29 石詰	湯屋谷	H02		3.74	平02.03.31	第254号		
				H14		1.73	平14.03.05	第114号		
				H16			平16.03.26	第205号		
		30 立川	立川	H03		0.97	平03.03.29	第230号		
		31 中谷	湯屋谷	H07		5.96	平07.03.24	第215号		
		32 茶屋谷	奥山田	H10		1.05	平10.08.07	第487号		
		33 西谷Ⅱ	湯屋谷	H18		1.56	平18.02.03	第57号		
		小計 箇所 面積	8 20.20							
	計	箇所	18			30.76				
山城南	木津川市	(旧山城町)								
		(旧山城町)								
		(旧木津町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
	笠置町	42 南笠置	笠置	S45		1.40	昭45.04.21	第228号		
				S58		0.19	昭58.04.22	第310号		
		43 北笠置	笠置	S48		1.60	昭48.03.30	第154号		
				S54		0.30	昭54.06.26	第429号		
		44 下有市	有市	S48		1.50	昭48.03.30	第154号		
				H13		0.20	平13.03.30	第200号		
		45 有市	有市	S54		4.33	昭54.06.26	第429号		
		46 中村	笠置	S56		1.40	昭56.03.17	第185号		
		47 湯谷	笠置	S63		1.20	昭63.03.30	第201号		
		48 草畑	切山	S63		1.01	昭63.03.30	第201号		
		小計 箇所 面積	7 13.13							
	和束町	49 東垣内	別所	S46		0.52	昭46.04.06	第186号		
		50 東	別所	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
		51 射場	湯船	S57		0.86	昭57.03.12	第164号		
		52 湯船	湯船	S61		2.91	昭61.03.25	第206号		
		53 五ノ瀬	湯船	S63		1.66	昭63.03.30	第201号		
		54 小杉	小杉	H01		0.93	平01.03.31	第250号		
		55 米山	湯船	H05		0.28	平05.03.19	第194号		保安林を一部重複指定
		小計 箇所 面積	7 7.82							
	精華町	56 乾谷	乾谷	S48		0.50	昭48.03.30	第154号		
		57 拓樫	拓樫	S54		0.28	昭54.11.27	第772号		

	小計 箇所 面積	2 0.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
--	-------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		156 今田	今田	H09		0.88	平09.02.07	第63号		
		157 道芝Ⅲ	余部上	H10		1.23	平10.03.31	第218号		
		158 北吸Ⅲ	北吸	H10		0.75	平10.03.31	第218号		
		159 下東	下東	H11		2.51	平11.12.03	第705号		
		160 下安久	下安久	H12		0.99	平12.10.10	第585号		
		161 千歳Ⅱ	千歳	H13		0.46	平13.03.30	第200号		
		162 富室	富室	H14		0.82	平14.03.05	第114号		
					H16	0.32	平16.11.16	第646号		
		163 道芝Ⅳ	余部上	H14		0.30	平14.07.09	第385号		
		164 白杉	白杉	H15		1.00	平15.03.11	第148号		
		165 富室Ⅱ	富室	H17		0.91	平17.03.18	第161号		H20.02.01 公報で正誤あり
					H20		平20.02.01	第43号		
		166 富室Ⅲ	富室	H17		1.21	平17.03.18	第161号		
		167 奥母Ⅱ	余部	H18		0.33	平18.02.21	第84号		
		168 八田	八田	H18		1.55	平18.04.18	第275号		
		169 大丹生	大丹生	H19		0.98	平19.09.07	第473号		
		170 久田美	久田美	H19		2.94	平19.10.12	第519号		
		171 下見谷	下見谷	H21		0.48	平21.12.18	第642号		
		172 西方寺	西方寺	H22		0.64	平22.10.05	第488号		
		173 地頭	地頭	H23		1.54	平23.05.20	第280号		
							平24.12.21	第717号		追加
		174 小俣	小俣	H23		0.57	平23.09.09	第468号		
		175 大丹生Ⅱ	大丹生	H26		2.11	平26.08.01	第428号		
		176 志高	志高	H26		2.40	平26.08.19	第443号		
		177 八戸地	八戸地	H26		0.34	平26.10.03	第550号		
		178 小原	桑飼上	H27		4.86	平27.12.22	第668号		H27.12.18第643号告示はH27.12.22第667号で取消
		326 志高Ⅱ	志高	H29		2.93	平29.08.25	第477号		
		327 大波下	大波下	H29		1.89	平29.12.01	第668号		
	計	小計 箇所	52							
		面積	63.76							
中丹西	福知山市		98			110.89				
		179 西岡	西岡	S47		0.40	昭47.01.25	第29号		
					R4	0.25	令04.01.25	第35号		
		180 岡ノ上	岡ノ上	S56		0.61	昭56.03.17	第185号		
		181 石本	上天津	S57		2.46	昭57.11.05	第809号		
		182 嶋谷Ⅰ	今安	H04		0.80	平04.03.31	第248号		
		183 談	談	H04		1.13	平04.03.31	第248号		
		184 嶋谷Ⅱ	今安	H05		0.88	平05.11.05	第656号	嶋谷(Ⅱ)	
		185 岡ノ上Ⅱ	岡ノ上	H11		0.07	平11.03.26	第226号		
		186 法用	談	H12		1.62	平12.04.28	第309号		
					H13		平13.03.30	第200号		
		187 上荒河	荒河	H12		0.23	平12.04.28	第309号		
		188 燐木Ⅰ	燐木	H16		1.61	平16.09.14	第545号	燐木(Ⅰ)	
		189 燐木Ⅱ	燐木	H16		1.07	平16.09.14	第545号	燐木(Ⅱ)	
		190 西佳屋野	前田	H17		0.30	平17.08.02	第453号		
		191 下天津	下天津	H19		2.45	平19.12.14	第619号		
		192 下小田	下小田	H23		2.28	平23.01.21	第66号		
		193 上荒河Ⅱ	荒河	H27		0.18	平27.11.27	第617号	上荒河Ⅱ	
	(旧三和町)									
		194 中田	板生	S45		0.66	昭45.12.08	第663号		
	(旧夜久野町)	195 額田	額田	S47		0.35	昭47.01.25	第29号		S52改正
					S52	1.10	昭52.01.25	第35号		
	(旧夜久野町)	196 向	額田	S48		1.35	昭48.03.30	第154号		
		197 額田奥	額田	S54		0.52	昭54.11.27	第772号		
	(旧夜久野町)	198 井田	井田	S54		1.59	昭54.06.26	第429号		
					S56	1.33	昭56.12.28	第930号	井田(3)	
	(旧夜久野町)				S60	0.34	昭60.01.18	第25号		
		199 末	末	S60		0.14	昭60.01.18	第25号		H05.03.19 第194号 解除
	(旧夜久野町)				H05	2.50	平05.03.19	第194号		
		200 下千原	千原	S62		1.12	昭62.03.28	第200号		
	(旧夜久野町)	201 今西中	今西中	S62		0.21	昭62.03.28	第200号		
					H10	2.44	平10.08.07	第487号		
	(旧夜久野町)	202 今西中Ⅱ	今西中	H01		0.64	平01.03.31	第250号	今西中(Ⅱ)	
		203 上千原	千原	H02		0.51	平02.03.31	第254号		
	(旧夜久野町)	204 下千原Ⅱ	千原	H02		0.61	平02.03.31	第254号	下千原(Ⅱ)	
		205 板生上町	板生	H03		0.91	平03.03.29	第230号		
	(旧夜久野町)	206 大坪	今西中	H05		1.14	平05.03.19	第194号		
		207 副谷	直見副谷	H07		1.49	平07.03.24	第215号		
	(旧夜久野町)	208 下千原Ⅲ	千原	H08		1.03	平08.01.23	第33号	下千原(Ⅲ)	
		209 桑谷	直見	H11		1.58	平11.03.26	第226号		
	(旧夜久野町)	210 小田垣	今西中	H12		0.81	平12.04.28	第309号		
		211 三谷	三谷	H12		2.60	平12.04.28	第309号		
	(旧夜久野町)				H14		平14.03.05	第114号		
		212 平野	平野	H16		0.83	平16.03.26	第205号		
	(旧夜久野町)	213 野田	千原	H16		1.10	平16.03.26	第205号		
		214 三谷Ⅱ	三谷	H18		1.70	平18.04.18	第275号		
	(旧大江町)	215 河守	河守	S56		0.40	昭56.12.28	第930号		
		216 公庄	公庄	S56		2.43	昭56.03.17	第185号		
	(旧大江町)	217 公庄Ⅱ	公庄	S61		1.21	昭61.03.25	第206号	公庄(2)	
		218 公庄Ⅲ	公庄	S63		6.62	昭63.03.30	第201号	公庄(3)	
	(旧大江町)	219 蓼原	蓼原	H02		1.81	平02.03.31	第254号		
					H05	0.22	平05.11.05	第656号		
	(旧大江町)	220 金屋	金屋	H05		1.70	平05.05.18	第345号		
		221 波美	波美	H10		2.40	平10.03.31	第218号		
	(旧大江町)	222 金屋Ⅱ	金屋	H11		1.39	平11.03.26	第226号		
		223 公庄Ⅳ	公庄	H13		1.84	平13.03.30	第200号		
	(旧大江町)				H19		平19.12.14	第619号		
		224 二箇上	二箇	H17		0.69	平17.08.02	第453号		
	(旧大江町)	225 阿良須	北有路	H17		1.95	平17.08.02	第453号		
		226 波美Ⅱ	波美	H18		0.16	平18.03.24	第172号		
	(旧大江町)	227 日藤	日藤	H19		0.46	平19.03.02	第110号		
		228 日藤Ⅱ	日藤	H19		0.84	平19.04.20	第258号		
	(旧大江町)	229 日藤Ⅲ	日藤	H20		0.18	平20.09.16	第407号		
		230 三河	三河	H22		1.46	平22.12.07	第579号		
	(旧大江町)	231 北二	北有路	H24		1.24	平24.09.28	第581号		
		331 三河Ⅱ	三河	R1		1.05	令01.12.17	第388号		
	(旧大江町)				R3	0.84	令03.04.02	第202号		
		338 三河Ⅲ	三河	R4		0.99	令04.01.14	第13号		
	(旧大江町)	339 三河Ⅳ	三河	R4		0.81	令04.01.14	第13号		
	計	小計 箇所	56			75.14				
		面積	75.28							
丹後	宮津市									
		232 杉ノ末	万年	S46		0.25	昭46.04.06	第186号		
		233 大久保	大久保	S48		0.35	昭48.03.30	第154号		
		234 長江	長江	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
					H03	0.35	平03.03.29	第230号		
		235 池ノ谷	万年	S60		1.48	昭60.01.18	第25号		
		236 池ノ谷Ⅱ	万年	S62		0.32	昭62.03.28	第200号	池ノ谷(2)	
		237 池ノ谷Ⅲ	万年	H01		0.14	平01.03.31	第250号	池ノ谷(Ⅲ)	
		238 島陰	島陰	H02		0.47	平02.03.31	第254号		
		239 里波見	里波見	H03		0.61	平03.03.29	第230号		
		240 京口	京口	H05		0.73	平05.11.05	第656号		
		241 里波見Ⅱ	里波見	H07		0.28	平07.03.24	第215号		
		242 杉末	杉末	H08		0.10	平08.01.23	第33号		
		243 岩ヶ鼻	岩ヶ鼻	H11		0.45	平11.03.26	第226号		
		244 小田宿野	小田宿野	H20		0.82	平20.02.05	第48号		
		245 里波見Ⅲ	里波見	H26		0.84	平26.01.31	第47号		
		246 小香河	小田前田	H27		0.75	平27.10.16	第547号		
		322 万町	万年	H28		0.13	平28.08.26	第485号		
		337 小田宿野Ⅱ	小田宿野	R3		0.90	令03.12.28	第698号		
	計	小計 箇所	17							
		面積	9.62							
	京丹後市	(旧峰山町)	247 室	室	S48		昭48.03.30	第154号		
		(旧峰山町)					平13.03.30	第200号		
	(旧峰山町)	248 五箇	下山	H24		0.34	平24.08.24	第508号		

		(旧網野町)	253 銚子山	網野	S56		1.11	昭56.07.31	第579号		
		(旧網野町)			H58		0.76	昭58.09.30	第642号	銚子山(2)	
		(旧網野町)			H63		0.21	昭63.03.30	第201号	銚子山(3)	
		(旧網野町)	254 下和田	下和田	S57		1.16	昭57.03.12	第164号		
		(旧網野町)	255 桃山	桃山	S57		0.13	昭57.11.05	第809号		
		(旧網野町)	256 中立	木津	S58		1.26	昭58.09.30	第642号		
		(旧網野町)	257 小浜	小浜	S60		1.02	昭60.01.18	第25号		
		(旧網野町)	329 小浜Ⅱ	小浜	H30		1.29	平30.09.18	第508号		
		(旧網野町)	258 塩江	浜詰	S62		1.43	昭62.03.28	第200号		
		(旧網野町)				H01	1.82	平01.03.31	第250号		
		(旧網野町)	259 三明谷	木津	S63		1.03	昭63.03.30	第201号		
		(旧網野町)	260 三津南	三津	H02		0.63	平02.03.31	第254号		
		(旧網野町)				H08	0.07	平08.03.15	第188号		
		(旧網野町)	261 三津北	三津	H02		1.04	平02.03.31	第254号		
		(旧網野町)	262 加茂川	木津	H03		1.38	平03.03.29	第230号		
		(旧網野町)	263 三津東	三津	H07		0.35	平07.03.24	第215号		
		(旧網野町)	264 浅茂川	浅茂川	H08		0.52	平08.03.15	第188号		
		(旧網野町)	265 三津南Ⅱ	三津	H10		0.10	平10.03.31	第218号		
		(旧網野町)	266 上野	木津	H10		0.79	平10.03.31	第218号		
		(旧網野町)	267 新庄	新庄	H14		2.93	平14.03.29	第195号		
		(旧網野町)				H15	平15.02.14	第87号			
		(旧網野町)	268 新庄Ⅱ	新庄	H20		4.27	平20.11.14	第499号		
		(旧丹後町)	269 中浜	中浜	S45		0.68	昭45.12.08	第663号		
		(旧丹後町)				S62	1.59	昭62.03.28	第200号		
		(旧丹後町)	270 間人	間人	S48		0.30	昭48.03.30	第154号		
		(旧丹後町)				S56	8.34	昭56.07.31	第579号		
		(旧丹後町)	271 平	平	S56		0.91	昭56.12.28	第930号		
		(旧丹後町)				H16	平16.03.26	第205号			
		(旧丹後町)				H31	1.39	平31.03.08	第101号		
		(旧丹後町)	272 袖志	袖志	S62		1.92	昭62.03.28	第200号		
		(旧丹後町)	273 間人Ⅱ	間人	H01		1.36	平01.03.31	第250号	間人(Ⅱ)	
		(旧丹後町)	274 間人Ⅲ	間人	H02		0.25	平02.03.31	第254号		
		(旧丹後町)	275 大山	大山	H04		1.30	平04.03.31	第248号		
		(旧丹後町)	276 中浜Ⅱ	中浜	H06		0.25	平06.03.25	第236号		
		(旧丹後町)	277 吉永	吉永	H10		4.29	平10.03.31	第218号		
		(旧丹後町)	278 此代	此代	H11		0.32	平11.03.26	第226号		
		(旧丹後町)	279 久僧	久僧	H12		1.59	平12.04.28	第309号		
		(旧丹後町)	280 間人小泊	間人	H22		0.05	平22.01.12	第6号		
		(旧丹後町)	281 間人谷	間人	H22		1.42	平22.12.03	第575号		
		(旧丹後町)	345 谷内		R5		2.85	令05.07.28	第431号		
		(旧丹後町)	346 谷内		R5		0.16	令05.07.28	第431号		
		(旧丹後町)	347 谷内		R5		0.09	令05.07.28	第431号		
		(旧弥栄町)	282 溝谷	溝谷	S49		0.39	昭49.12.10	第707号		
		(旧弥栄町)	283 吉沢	吉沢	H01		1.33	平01.03.31	第250号		
		(旧弥栄町)	284 和田野	和田野	H01		3.01	平01.03.31	第250号		
		(旧弥栄町)	285 外村	溝谷	H07		3.46	平07.03.24	第215号		
						H10	0.44	平10.03.31	第218号		
						H14	平14.03.29	第195号			
		(旧弥栄町)	286 黒部	黒部	H08		0.71	平08.03.15	第188号		
		(旧弥栄町)	287 吉沢Ⅱ	吉沢	H18		0.96	平18.12.15	第643号		H21.10.06 公報で正誤あり
		(旧久美浜町)	288 向町	向町	H07		1.71	平07.04.28	第296号		
						H11	平11.12.03	第705号			
		(旧久美浜町)	289 河梨Ⅰ	河梨	H12		0.20	平12.08.25	第523号		
		(旧久美浜町)	290 河梨Ⅱ	河梨	H12		2.69	平12.08.25	第523号		
						H21	平21.01.13	第15号			
		小計 箇所 面積	51 74.97								
	伊根町		291 亀島	平田	S46		1.90	昭46.04.06	第186号		
			292 蒲入	蒲入	S46		0.47	昭46.04.06	第186号		
						S51	1.84	昭51.08.03	第438号		
						S62	0.18	昭62.03.28	第200号		
			293 西平田	平田	S48		6.00	昭48.03.30	第154号		
			294 東平田	平田	S57		0.20	昭57.03.12	第164号		
			295 日出	日出	S58		0.62	昭58.09.30	第642号		
						S62	0.01	昭62.03.28	第200号		
			296 大浦	平田	S60		0.68	昭60.01.18	第25号		
			297 新井	新井	S62		1.13	昭62.03.28	第200号		
			298 本庄浜	本庄浜	S82		0.56	昭62.03.28	第200号		
			299 大浦Ⅱ	平田	H01		0.25	平01.03.31	第250号	大浦	
			300 泊	泊	H01		2.12	平01.03.31	第250号		
			301 本庄上	本庄	H01		0.68	平01.03.31	第250号		
			302 井室	井室	H04		1.96	平04.03.31	第248号		
			303 六万部	六万部	H05		1.41	平05.05.18	第345号		
			304 野尻	本庄上	H05		0.33	平05.05.18	第345号		
			305 小泊	泊	H07		1.41	平07.03.24	第215号		
			306 本庄宇治	本庄宇治	H13		2.05	平13.03.30	第200号		
						H16	平16.03.26	第205号			
			307 本庄浜Ⅱ	本庄浜	H14		0.76	平14.03.22	第168号		
			308 本庄浜Ⅲ	本庄浜	H21		1.37	平21.01.13	第15号		
			309 六万部Ⅱ	井室	H26		2.09	平26.02.21	第66号		
			335 本庄上	本庄上	R2		1.64	令02.12.25	第702号		
			336 小坪	小坪	R3		0.53	令03.09.14	第507号		
		小計 箇所 面積	21 31.89			R4	1.70	令04.05.20	第324号		
	与謝野町	(旧加悦町)	310 算所	算所	S45		0.34	昭45.04.21	第228号	○	
						S47	0.25	昭47.01.25	第29号		
						S57	0.29	昭57.03.12	第164号	○	
		(旧加悦町)	311 算所Ⅱ	算所	S56		0.09	昭56.03.17	第185号	算所	
		(旧加悦町)	312 天神山	加悦	H01		1.36	平01.03.31	第250号		
		(旧加悦町)	325 奥滝	滝	H29		0.05	平29.05.12	第286号		
		(旧岩滝町)	313 男山	男山	S48		0.70	昭48.03.30	第154号		
		(旧岩滝町)	314 弓ノ木	弓木	S62		1.17	昭62.03.28	第200号		
		(旧岩滝町)	315 大内	弓木	H08		0.76	平08.01.23	第33号		
						H10	0.17	平10.03.31	第218号		
		(旧岩滝町)	316 石田	弓木	H20		1.12	平20.02.26	第78号		
		(旧野田川町)	317 石川	石川	S47		1.10	昭47.01.25	第29号		
						S56	4.47	昭56.07.31	第579号	石川Ⅱ	
		(旧野田川町)	318 三河内	三河内	S57		0.45	昭57.11.05	第809号		
		(旧野田川町)	319 石川Ⅱ	石川	S59		0.21	昭59.04.03	第236号	石川Ⅲ	
		(旧野田川町)	320 亀山	石川	S61		2.71	昭61.03.25	第206号		
		(旧野田川町)	321 上地	石川	H09		0.90	平09.02.07	第63号		
		小計 箇所 面積	13 16.14								
計	箇所		102				132.62				
合計	箇所		347				438.98				

第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等

第1 地震発生後の土砂災害警戒情報等

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムについては、一般計画編第2編第5章第6節のとおり運用しているが、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

2 大雨警報・大雨注意報

大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、気象庁から発表される大雨警報・大雨注意報についても、発表基準が暫定的に通常よりも引き下げられて運用される。

なお、暫定基準及びその適用については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合が図られる。

第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

(1) 国土交通省が実施するもの

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 京都府が実施するもの

ア 地すべり（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第14節 ダム等防災計画

第1 現況

府内の主要なダムは、大野ダム（由良川）、天ヶ瀬ダム（淀川）、高山ダム（名張川）、和知ダム（由良川）、喜撰山ダム（寒谷川）、日吉ダム（桂川）、及び畑川ダム（由良川）であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。

建設に際しては河川管理施設等構造令によるダム設計基準に基づき耐震設計がなされているが、設計条件を上回る地震時に堤体や附属施設等に不測の事態が生じた場合は、ダムの下流域に甚大な被害を及ぼすことも考えられる。なお、ダム放流に関する通報連絡系統は図2.1.2のとおりである。

また、農業用ため池は府内に、約1,500箇所あり、耕地面積の約4割にあたる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

一方、農業用ため池は、地域の防火用水や生活用水などにも利用されており、地震時などにはこうした機能をより積極的に活用する必要がある。

第2 計画の方針

ダム及びため池には常時貯水が行われている場合があるので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

さらに、ダム、堰堤、取排水、放流設備、電気設備等を点検して、改築、改良、修理、補強等を実施する。

また、災害の未然防止を図るため、広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要するため池については、関係市町村及びため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を指導する。

第3 計画の内容

1 ダム及び関連設備等

(1) 保守管理の徹底

ダム設計に関連する諸資料（設計基準、設計図、設計計算書、地質、水文、気象、管理点検要領等）を整備し、平常時の維持管理を徹底する。

(2) 危険度判定と対策工事の施工

老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。

(3) 情報伝達体制等の整備

気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止する。

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、府内全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化する。また、関係市町村及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努め、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。

なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。

(3) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

表2.1.8(1) ダム諸元一覧

名称		大野ダム	天ヶ瀬ダム	高山ダム
概要				
管理者		京都府	国土交通省	水資源機構
目的		多目的	多目的	多目的
工期		自 昭和32年11月 至 昭和36年3月	自 昭和32年4月 至 昭和40年3月 (再開発) 自 平成元年4月 至 令和5年1月	自 昭和35年4月 至 昭和44年3月
型式		屈折型 重力式コンクリートダム	ドーム型 アーチ式コンクリートダム	アーチ重力式 コンクリートダム
工費		3,010,000千円	6,660,000千円	11,560,000千円
水位	最高	T.P 175.00m	O.P 78.50m	135.00m
	最低	T.P 155.00m	O.P 58.00m	104.00m
貯水池	全容量	28,550,000m ³	26,280,000m ³	56,800,000m ³
	有効容量	21,320,000m ³	20,000,000m ³	49,200,000m ³
堰堤	ダムの高さ	61.4m	73.0m	67.0m
	ダムの長さ	305.0m	254.0m	208.7m
	水門	クレストテンターゲート 3門	クレストゲート4門	ローラーゲート 6門
	放水菅	高圧ラジアルゲート3門	高圧ローラーゲート3門 (再開発) 高圧ラジアルゲート2門	高圧ラジアルゲート4門
計画高水量		2,400m ³ /s	2,080m ³ /s	3,400m ³ /s
調整後流量		1,400m ³ /s	1,140m ³ /s 2次調整 250m ³ /s	1,800m ³ /s
取水口門扉(発電)		ローラーゲート 1門	ローラーゲート 2門	ホロージェットバルブ
発電所	最大使用水量	25.00m ³ /s	186.14m ³ /s	14.00m ³ /s
	最大出力	11,000kW	92,000kW	6,000kW
年間発生電力量		48,881MW h	376,924MW h	30,471MW h
ダムの位置		南丹市美山町檜原	宇治市槇島町	相楽郡南山城村高尾

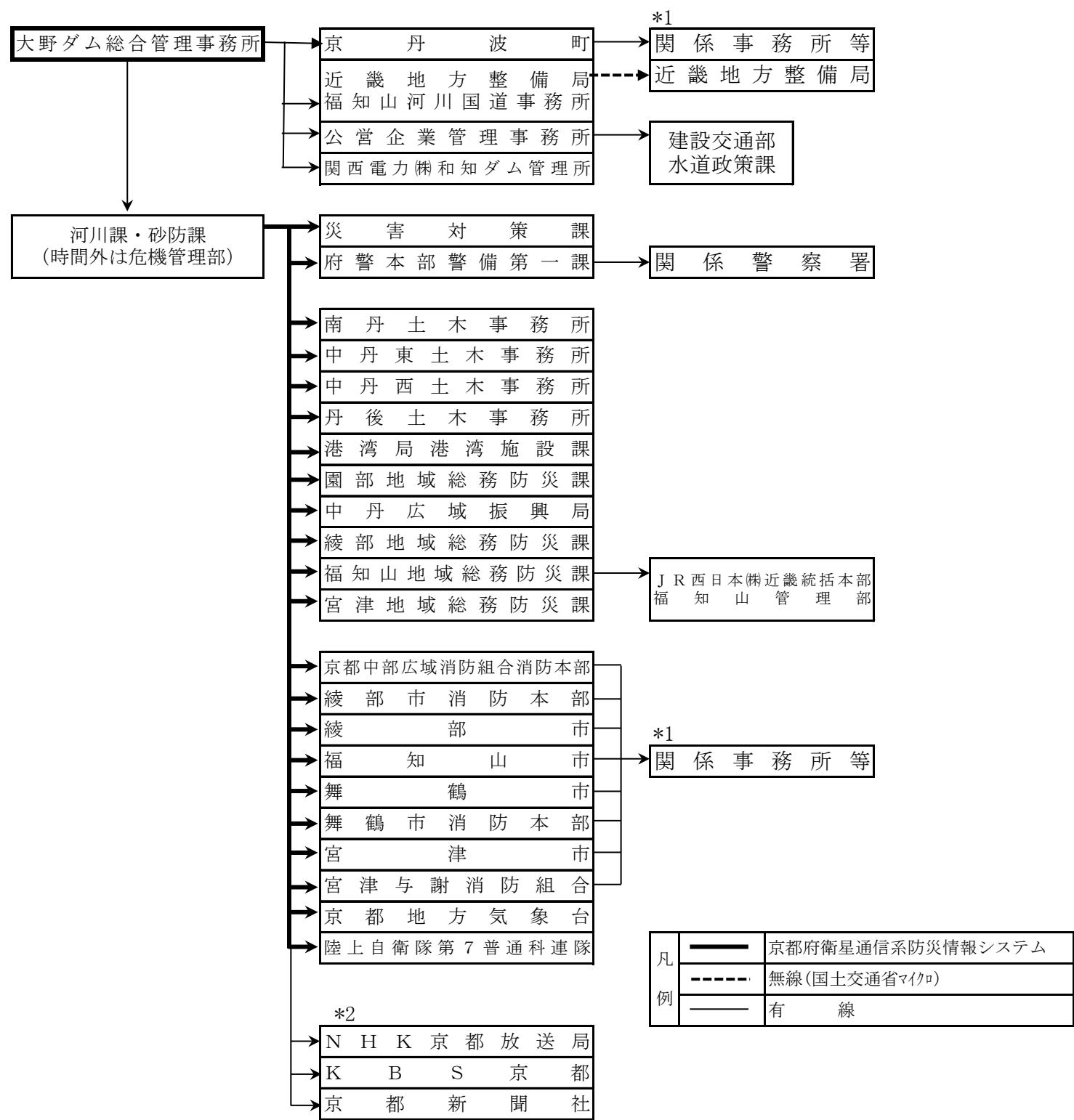
表2.1.8(2) ダム諸元一覧

名称		和知ダム	喜撰山ダム	布目ダム
概要				
管理者		関西電力	関西電力	水資源機構
目的		発電	発電	多目的
工期		自 昭和41年2月 至 昭和43年12月	自 昭和42年3月 至 昭和44年12月	自 昭和61年5月 至 平成4年3月
型式		重力式コンクリートダム	中央土質しゃ水壁型ロックフィ ルダム	重力式コンクリートダム
工費		3,010,000千円	17,900,000千円	60,150,000千円
水位	最高	120.50m	296.00m	287.30m
	最低	118.00m	270.00m	256.00m
貯水池	貯水池	5,119,200m ³	7,227,000m ³	17,300,000m ³
	有効容量	1,286,200m ³	5,326,000m ³	15,400,000m ³
堰堤	ダムの高さ	25.2m	91.0m	72.0m
	ダムの長さ	141.0m	255.0m	322.0m
	水門	ラジアルゲート 4門	スライドゲート 1門	自由越流堤 11門
	放水管	铸铁製スライドゲート1門		高圧ラジアルゲート1門
計画高水量		2,640m ³ /s	463,800m ³ /s	460m ³ /s
調整後流量				150m ³ /s
取水口門扉（発電）		鋼製ローラーゲート1門	取水口2（門扉なし）	ローラーゲート 1門
発電所	最大使用水量	35.00m ³ /s	（発電）（揚水） 248.0m ³ /s (220.0m ³ /s)	2.2m ³ /s
	最大出力	5,700kW	466,000kW (490,000kW)	990kW
年間発生電力量		4,560MWh	284,210MWh	
ダムの位置		京丹波町市場朱柳	宇治市池尾	奈良市北野山地先

表2.1.8(3) ダム諸元一覧

名称		日吉ダム	畑川ダム
概要			
管理者		水資源機構	京都府
目的		多目的	多目的
工期		自 昭和57年 4 月 至 平成10年 3 月	自 平成 4 年 4 月 至 平成25年 3 月
型式		重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
工費		183, 120, 000千円	7, 700, 000千円
水位	最高	201. 00m	165. 00m
	最低	164. 40m	153. 50m
貯水池	全容量	66, 000, 000m ³	1, 960, 000m ³
	有効容量	58, 000, 000m ³	1, 530, 000m ³
堰堤	ダムの高さ	67. 4m	34. 0m
	ダムの長さ	438. 0m	87. 75m
	水門	クレストラジアルゲート 4 門	クレスト自由越流 4 門
	放水管	高圧ラジアルゲート 2 門	オリフィス自然調節 1 門
計画高水量		1, 510m ³ / s	200m ³ / s
調整後流量		150m ³ / s	110m ³ / s
取水口門扉（発電）		円形多段式ゲート 1 門	—
発電所	最大使用水量	3. 0m ³ / s	—
	最大出力	850kW	—
年間発生電力量			—
ダムの位置		南丹市日吉町中	船井郡京丹波町下山

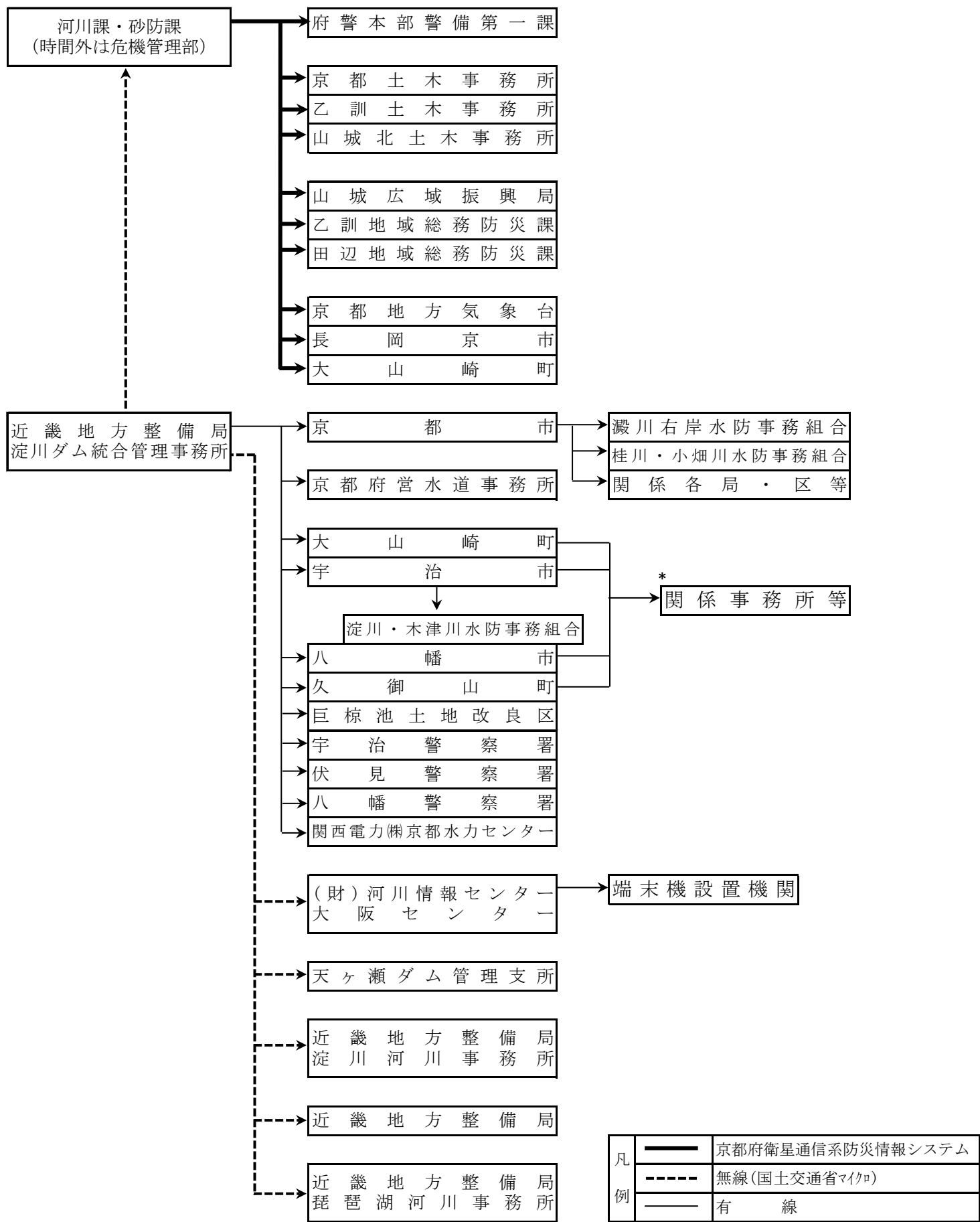
図2. 1. 2 (1) 「大野ダム」放流通報の連絡系統



*1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

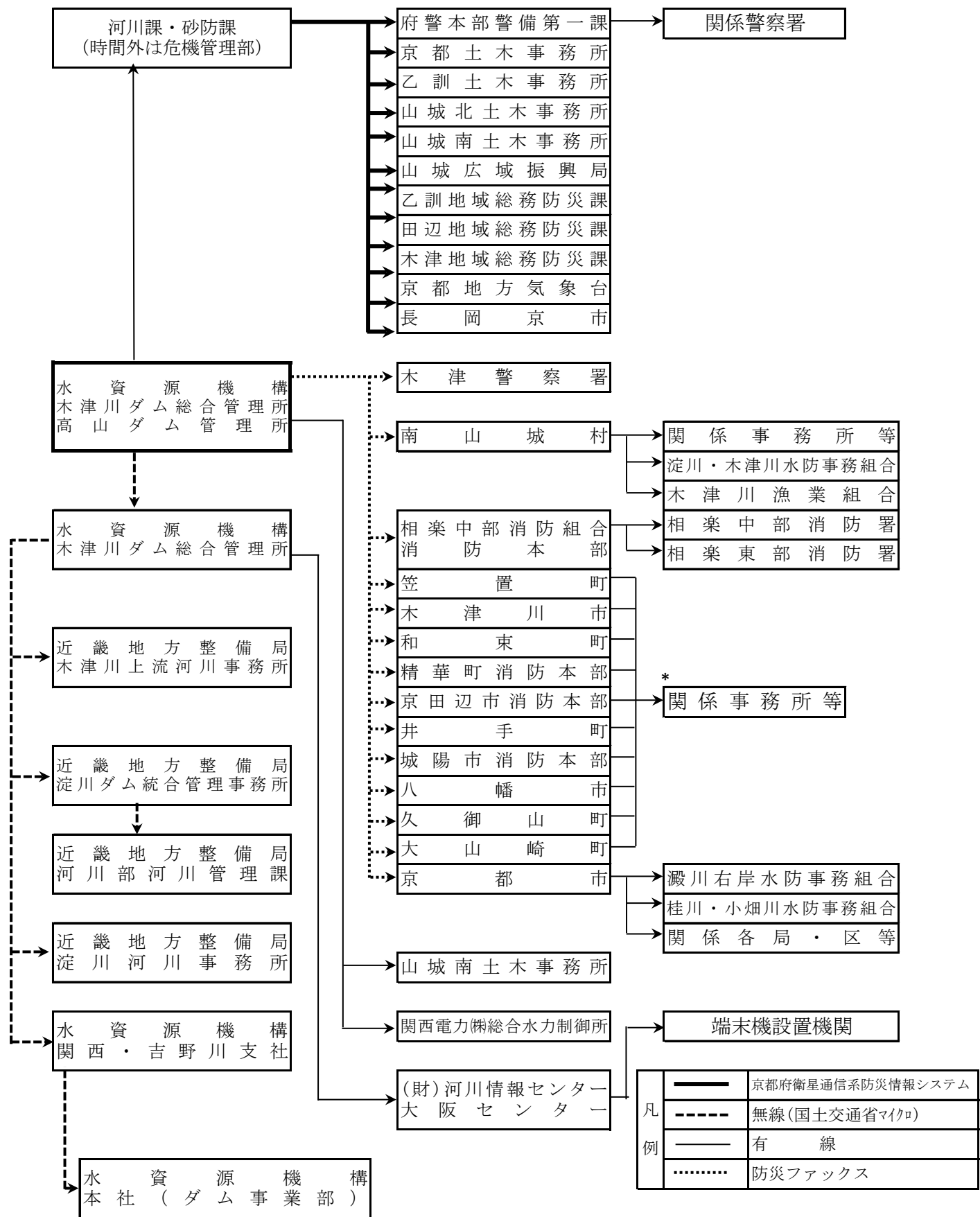
*2「大野ダム異常洪水時防災操作（緊急放流）通知」（⑮-2～5）のみ。

図2. 1. 2 (2) 「天ヶ瀬ダム」放流通報の連絡系統



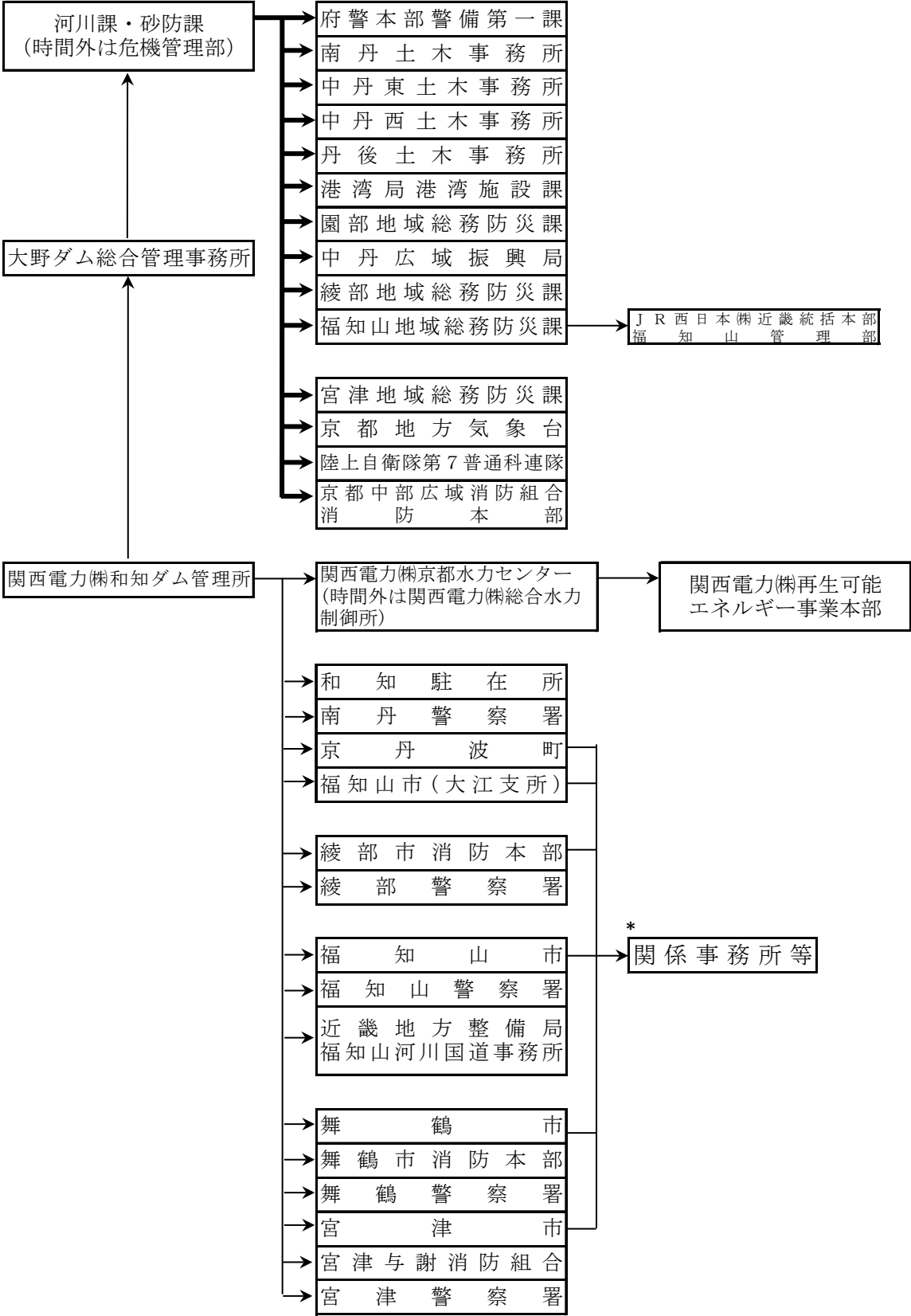
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(3) 「高山ダム」放流通報の連絡系統



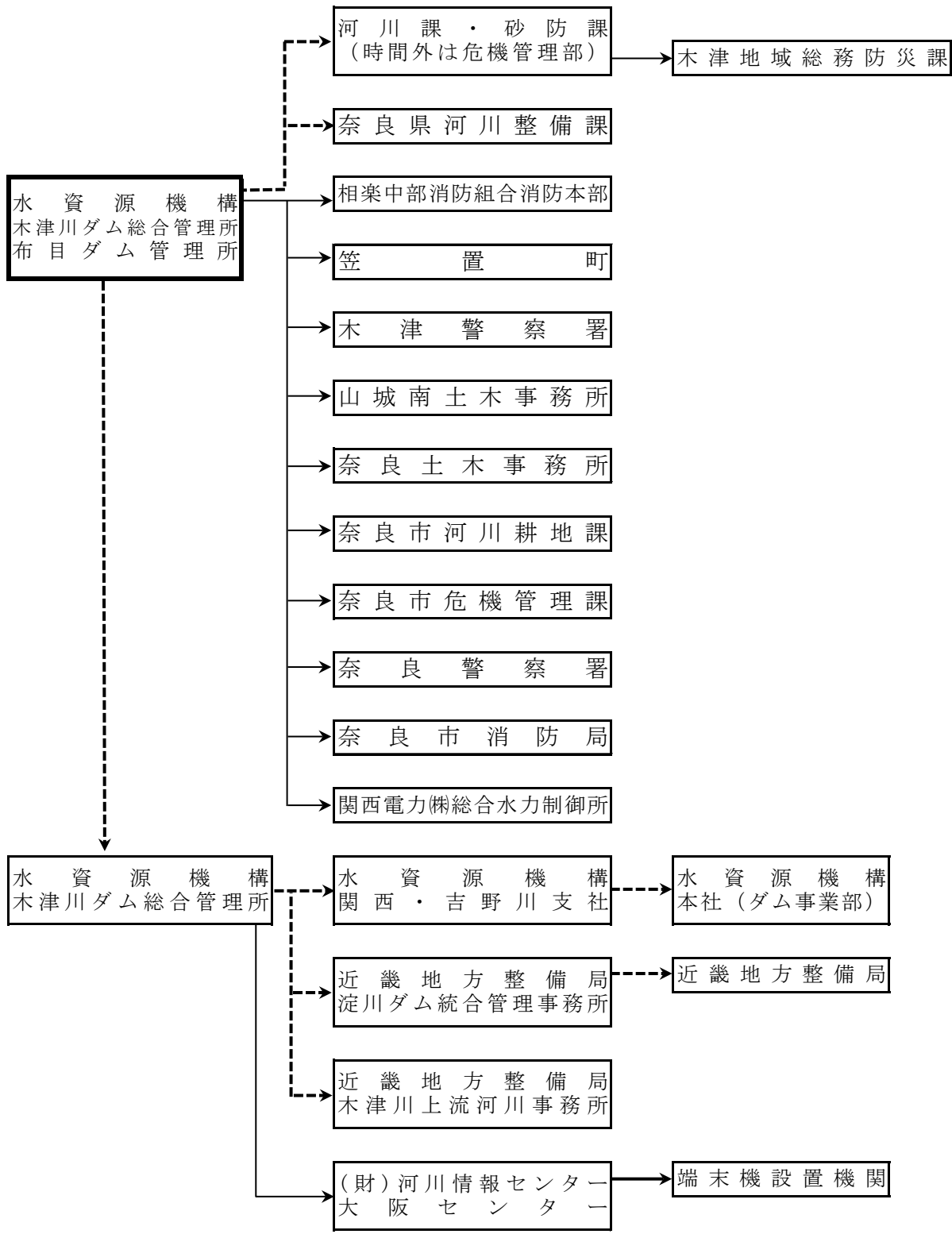
*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(4) 「和知ダム」放流通報の連絡系統



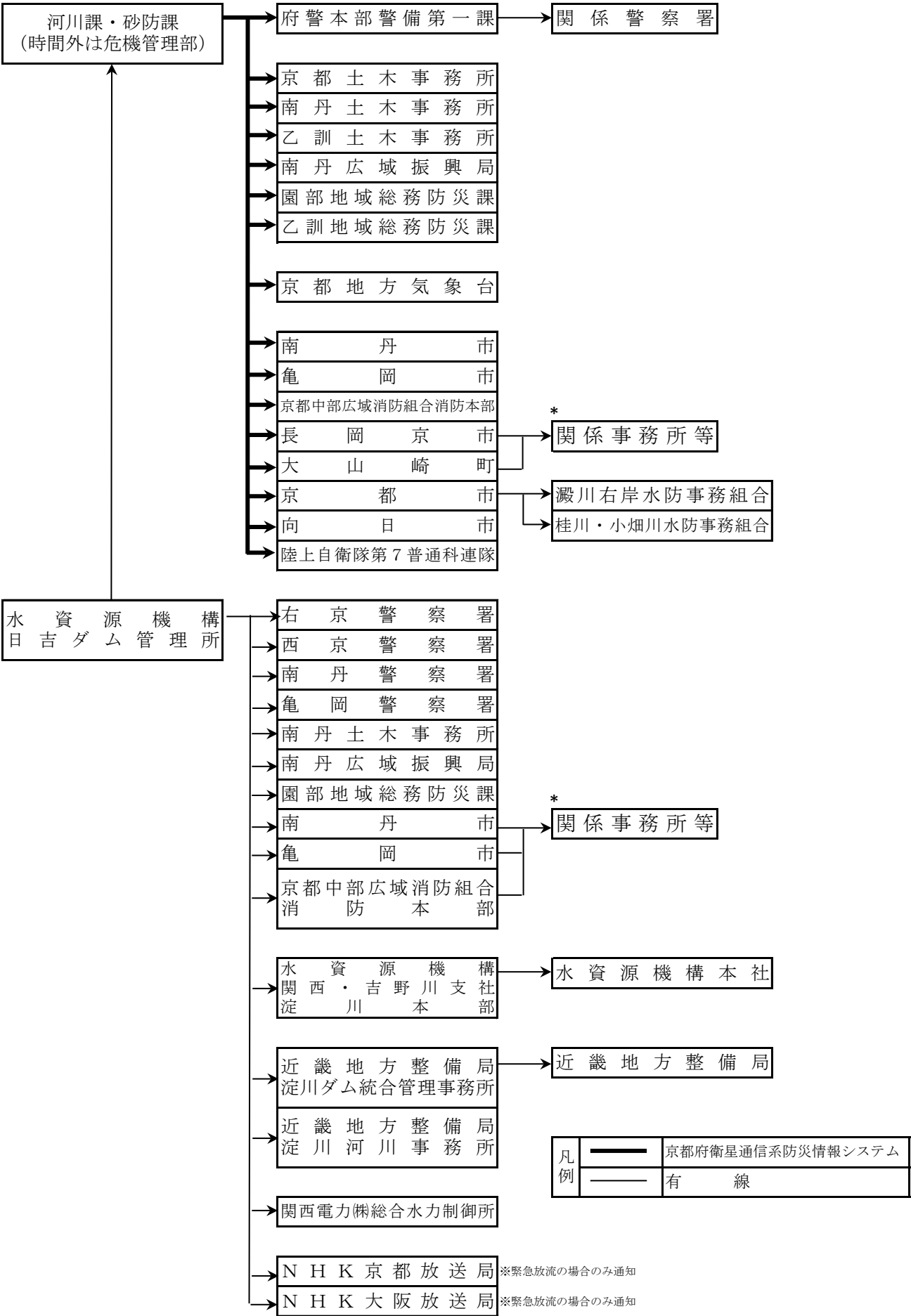
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(5) 「布目ダム」放流通報の連絡系統



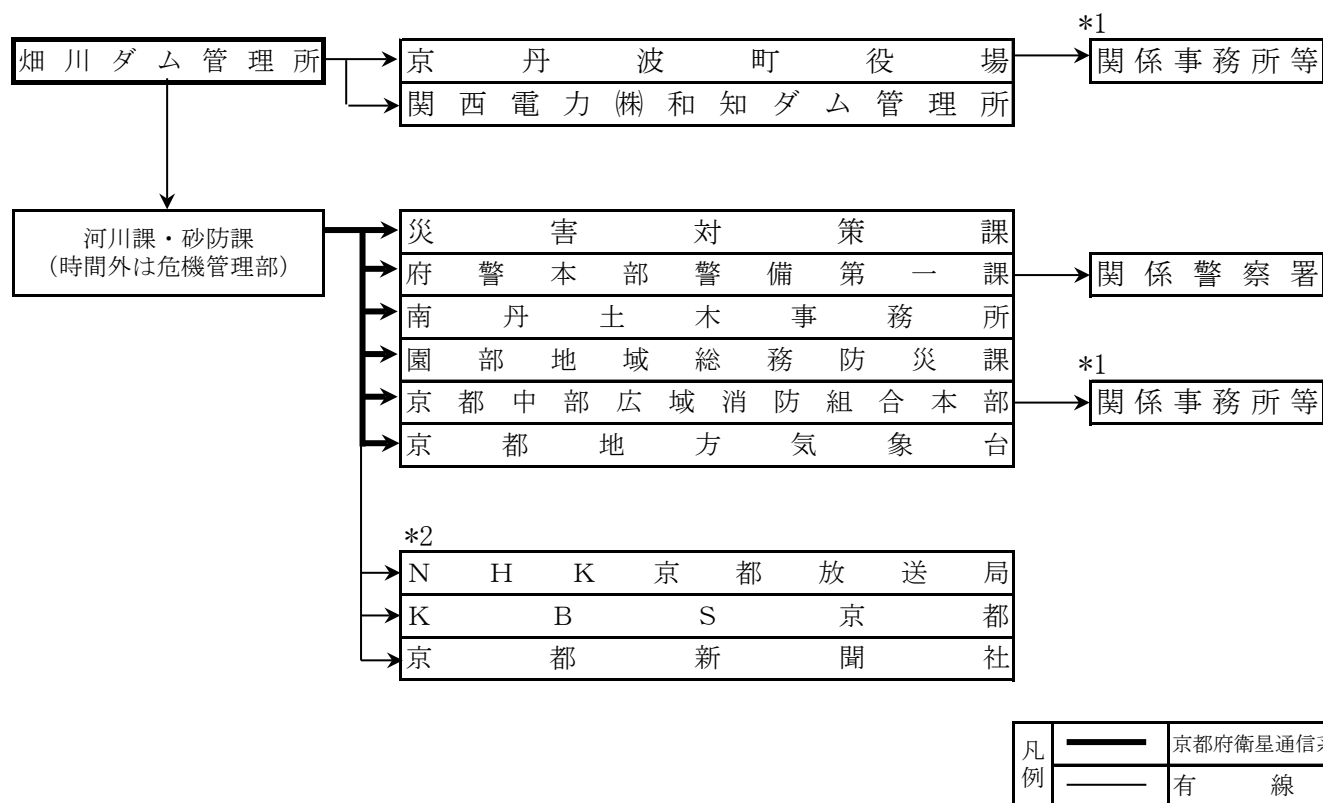
凡例	----	無線(国土交通省マイクロ)
	——	有線

図2.1.2(6) 「日吉ダム」放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(6)「畑川ダム」放流通報の連絡系統



*1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

※2「畑川ダム放流連絡受信用紙」(⑩-4～7)のみ。

第 1 5 節 危険物等施設防災計画

第 1 現況

近年、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物等製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴って、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている。

現在、府では、危険物等による災害を未然に防止するため、関係法令に基づいて、危険物等製造所等の技術上の指導監督を行うとともに、安全指導、保安検査、立入検査、取締等を定期的の実施している。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構等については図2.1.3～図2.1.5の通りである。

第 2 計画の方針

地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講ずる。

第 3 計画の内容

危険物等の保安に関する予防対策の具体的内容は、以下のとおりである。

1 危険物

- (1) 屋外タンク及び地下タンク設置における地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤の耐震性及び補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

2 火薬類及び高圧ガス

- (1) 保安管理体制の確立
- (2) 製造施設等の整備改善
- (3) 地震等によるガス漏洩防止措置
設備等の耐震性について自主的に補強を検討するよう指導する。
- (4) 高圧ガス防災訓練の実施
- (5) 地震火災に対する予防

3 毒物劇物

- (1) 流出、散逸及び飛散の防止装置の検討
- (2) 中和剤の確保と設備の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

4 原子力以外の放射性物質

- (1) 放射線障害事故防止装置の検討
- (2) 事故発生時における応急措置の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

図2.1.3 高圧ガス施設

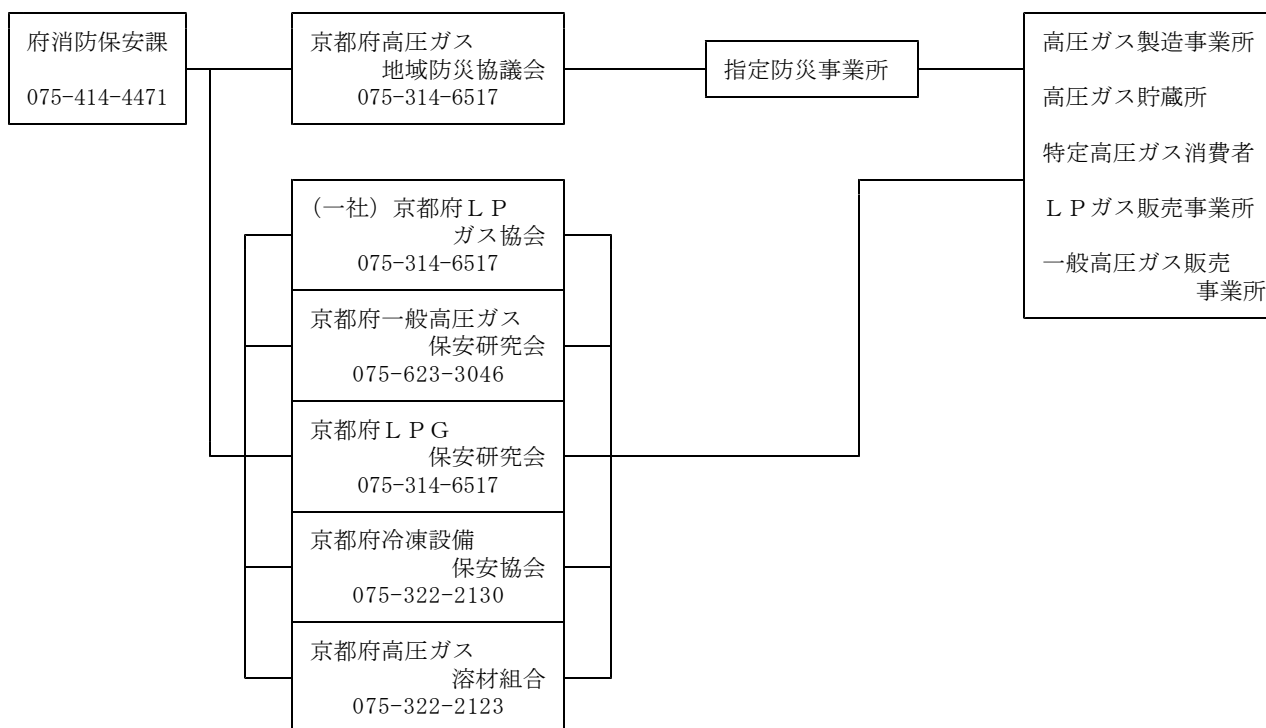


図2.1.4 火薬類施設

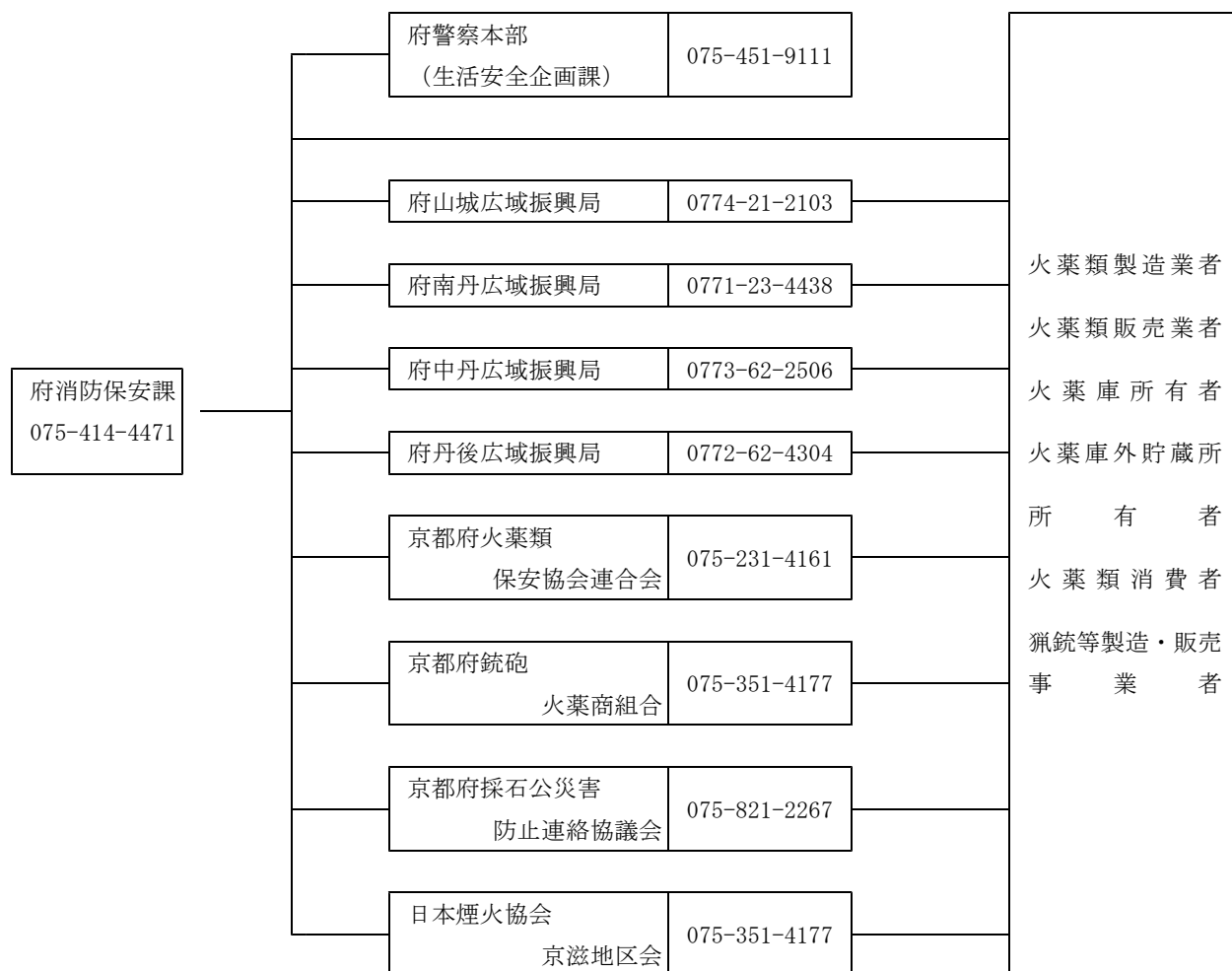


図2. 1. 5 危険物等関係保安団体

○ 高圧ガス関係

名 称	電 話
京都府高圧ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社) 京都府L P ガス協会	075-314-6517
京都府一般高圧ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府L P G保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-322-2130
京都府高圧ガス溶材組合	075-322-2123

○ 火薬類関係

名 称	電 話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
京都山城地区火薬類保安協会	075-231-7976
北桑田郡火薬類保安協会	0771-52-1255
亀岡市火薬類保安協会	0771-22-0076
船井郡火薬類保安協会	0771-62-0224
綾部市火薬類保安協会	0773-42-0714
福知山火薬類保安協会	0773-22-3467
舞鶴地区火薬類保安協会	0773-62-1296
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
京丹後火薬類保安協会	0772-62-0012
相楽郡火薬類保安協会	0774-72-4960
(一社) 京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社) 日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

第16節 港湾等施設防災計画

第1 現況

府の管理する港湾及び漁港は、下記の6港であり、このうち舞鶴港には、耐震岸壁2バースを整備している。

京都府の港湾

港 格	港 名	所 在	特 記 事 項
重 要	舞鶴港	舞鶴市	耐震岸壁 西港喜多ふ頭 (-7.5m L=130 m) 東港前島ふ頭 (-7.5m L=130 m)
地 方	宮津港	宮津市	
地 方	久美浜港	京丹後市久美浜町	
地 方	伏見港	京都市伏見区	緑地機能のみを有する

京都府の管理漁港

種 別	港 名	所 在	特 記 事 項
第3種	舞鶴漁港	舞鶴市下安久	
第4種	中浜漁港	京丹後市丹後町中浜	

第2 計画の方針

港湾及び漁港は広い敷地を有しており、震災時には、様々な土地利用により防災拠点、支援拠点として活用できる。また、地震に対する安定性が高く大量輸送も可能な海上交通を活用し、緊急物資、人員等の輸送拠点としての役割も果たす。

このため地震の被害を最小限に止め、復興に貢献できる地震に強い港湾及び漁港施設整備を進める。
なお、市町管理漁港についても震災時に対応できるよう指導する。

第3 計画の内容

港湾及び漁港機能を地震災害時でも十分発揮できるよう耐震対策を進める。

- (1) 耐震強化岸壁等の整備を進めるとともに、その他の岸壁においても重力式、栈橋式等の地震応答特性の異なる構造形式を採用することにより、危険分散を図る。
- (2) 荷役機械等の耐震強化、複数化を進める。
- (3) 緑地等の空間を緊急避難場所等の防災拠点として活用できるよう整備を進める。

第4 船舶保安対策

1 港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

2 木材流出防止

地震が発生し、地震津波が生じる恐れがある場合は船艇を巡回させ、また、木材流出防止措置等の指導を行う。

第17節 農地農業用施設の防災計画

第1 現況

府内には、約30,800haの農地（水田24,000ha、畑6,800ha）が存在し、食料生産という役割だけでなく、洪水調節や土砂流出防止などの役割を果たしている。

また、農道、用排水路、頭首工、排水機場、揚水機などの農業用施設は、そうした役割を果たすために必要な施設として府内各地に数多く存在し、農家や農業団体などが日常的に管理している。これら農地や農業用施設は、豪雨や地震などの災害により、被災する場合があります、防災工事や災害復旧工事を行っている。

第2 計画の方針

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保として活用することを検討する。

第3 計画の内容

1 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

3 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年度に策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。

- (1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し全府とする。
- (2) 計画の初年度は令和3年度とする。
- (3) 計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市町村等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っていく。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

* 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するものサ公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

シ キからサまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

ス 海岸保全施設又は河川管理施設

セ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

ソ 地域防災拠点施設

タ 防災行政無線設備その他の施設又は設備

チ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

ツ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

テ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関）

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な地震災害時には、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第1 整備計画の方針

地震災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、さらに衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第3 市町村防災行政無線の整備促進

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府衛星通信系防災情報システムと市町村防災行政無線の有機的な結合を図っていくことがより重要であり、市町村に対して早期に市町村防災行政無線の整

備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第4 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生直後の被害状況を早期に把握するため、市町村に設置した計測震度計の震度情報を府庁に収集するとともに国、市町村及び防災関係機関に配信する震度情報ネットワークシステムにより、発災直後における市町村の被害予測を行い、迅速な防災対策を図る。

第5 早期被害情報収集システムの整備

衛星車載局指令車、ヘリコプターテレビ伝送システム等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を携帯電話や防災行政無線により災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第6 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

2 防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。

3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

4 国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

第7 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加わることができるものである。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編2-1」に示す。

第8 緊急地震速報伝達システムの整備

各機関は、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

市町村においては、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第9 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組を行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

2 自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。

第10 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメールの活用を進める。

第11 危機管理緊急連絡網（ホットライン）の整備

府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

第2節 市町村・防災機関等の非常通信

第1 計画の方針

地震災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市町村

地震災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2-2」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第2章第4節」に示したとおりである。

第3 防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編2-1」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援もしくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）

第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震情報及び津波警報等」を発表し、関係機関はこの情報を住民及び船舶に通報又は周知徹底する。

第1 京都地方気象台

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震情報及び津波警報等の種類

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

地震の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
津波情報の種類		発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報		主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報		沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報		津波に関するその他必要な事項を発表

注1 京都府の津波予報区は「京都府」

注2 京都府内の地点は「舞鶴」

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度1以上

- イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
- ウ その他の府県で震度6弱以上

- (4) 遠地地震に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- (5) その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

3 情報の伝達

- (1) 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。
ただし、「震源・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。
- (2) 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路を、図2.3.1「地震情報及び津波警報等伝達経路図」に示す。

第2 第八管区海上保安本部

気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送又は巡視船艇・航空機等による巡回等により周知する。

第3 京都府

府は、「地震情報及び津波警報等」を京都地方気象台から入手した場合はただちに、図2.3.1～2の伝達系統により、関係機関へ通報する。

第4 市町村

市町村は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底しうようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、市町村防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

第5 沿岸市町

府の北端にある沿岸市町は、上記「第4」によるもののほか、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、「震度4」以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制並びに沿岸住民への周知・避難体制を確立しておく。

第6 放送要請

「地震情報及び津波警報等」とともに、直接被災者等に「避難」、「給水」、「食糧」等の応急対策措置並びに「道路情報」等を緊急に広報する必要がある場合は、知事又は市町村長は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日及び平成4年4月22日締結）」により、放送機関に対して放送の要請を行う。
なお、災害についての広報については、第3編第2章でその詳細を示す。

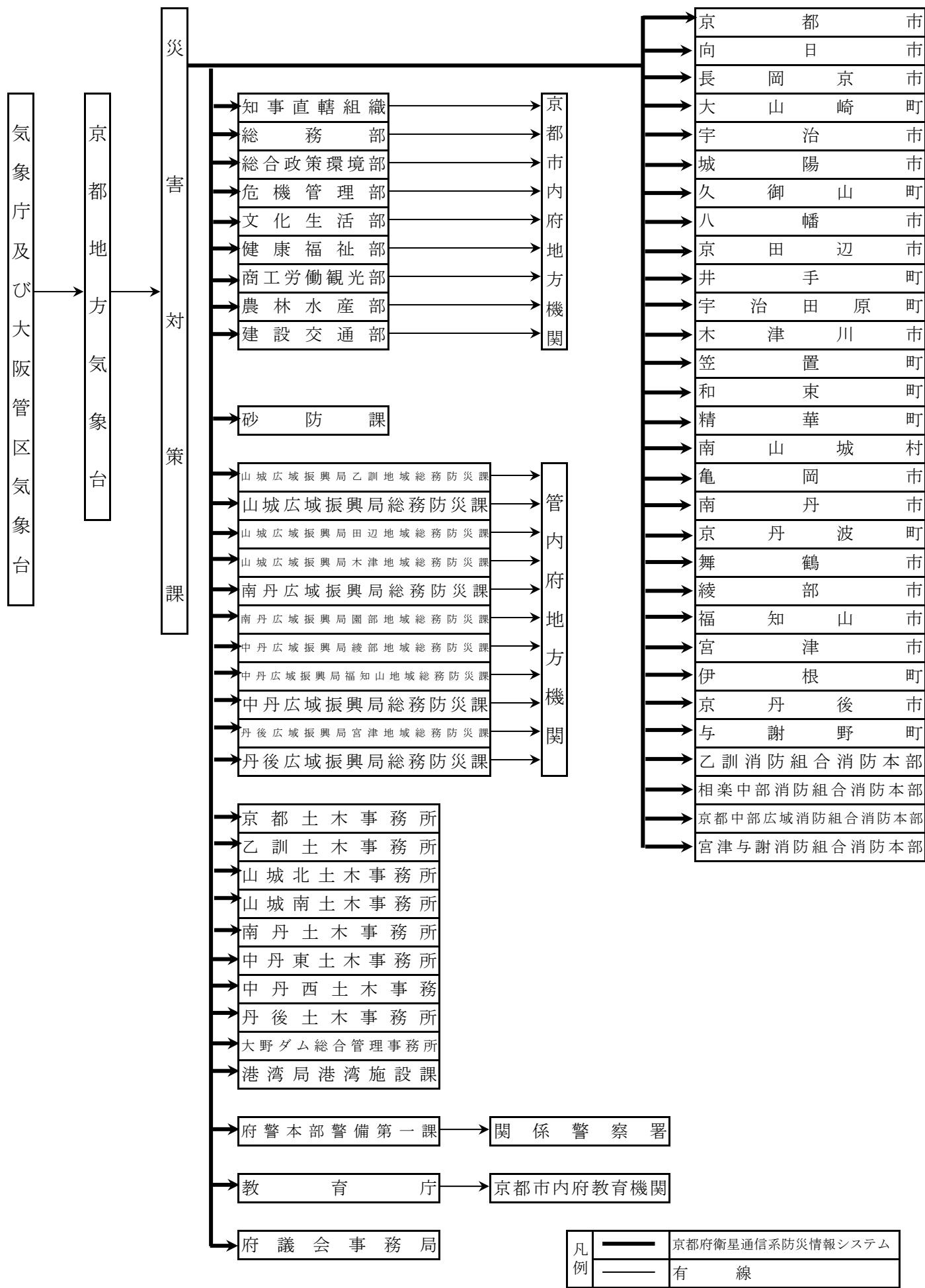
第7 震度観測

京都府の地域における震度観測は、次により行う。

- 1 気象庁関係
京都市中京区、舞鶴市、京丹波町（坂原）、京丹後市弥栄町、福知山市、宇治市、亀岡市
- 2 京都府関係
京都市上京区、京都市右京区（京北）、舞鶴市、綾部市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市（山城）、木津川市（木津）、木津川市（加茂）、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市美山町、南丹市園部町、南丹市八木町、京丹波町（蒲生）、南丹市日吉町、京丹波町（橋爪）、京丹波町（本庄）、福知山市三和町、福知山市夜久野町、福知山市大江町、与謝野町（加悦）、与謝野町（岩滝）、伊根町、与謝野町（四辻）、京丹後市峰山町、京丹後市大宮町、京丹後市網野町、京丹後市丹後町、京丹後市弥栄町、京丹後市久美浜町
- 3 国土交通省関係
天ヶ瀬ダム

- 4 J R 東海、西日本関係
J R 東海（東海道新幹線早期地震警報システム）：遠方地震計（舞鶴市）、沿線地震計（京都市、向日市）
J R 西日本：二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田駅
- 5 関西電力株式会社関係
喜撰山発電所
- 6 大阪ガス株式会社関係
京滋事業部
- 7 京都市関係
北区（大宮）、左京区（田中）、中京区（河原町御池）、東山区（清水）、山科区（西野）、南区（西九条）、右京区（太秦）、西京区（桤原）、西京区（大枝）、伏見区（竹田）、伏見区（醍醐）
- 8 国立研究開発法人防災科学技術研究所
福知山市、舞鶴市、伊根町、京丹後市久美浜町、京都市左京区（広河原）、京都市山科区、宇治市、亀岡市

図2.3.1 「地震情報及び津波警報の連絡系統」



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいます。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くな
		壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。
		瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。
		傾くものや、倒れるものが多くな
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	まれに傾くことがある。	

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が小さい状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。
		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生すること
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数

N H K 京 都				F M	82. 8MHz
N H K 京 都－福知山	第 1	1026kHz	第 2	1359kHz	F M 84. 8MHz
N H K 京 都－舞鶴	第 1	585kHz	第 2	1602kHz	F M 84. 2MHz
N H K 京 都－宮津	第 1	999kHz		F M	86. 1MHz
N H K 京 都－峰山				F M	83. 5MHz
N H K 京 都－丹波美山				F M	83. 6MHz
N H K 京 都－綾部八津谷				F M	81. 9MHz
N H K 京 都－京北				F M	87. 9MHz
N H K 大 阪	第 1	666kHz	第 2	828kHz	F M 88. 1MHz
K B S 京 都	京 都	1143kHz 94. 9MHz	福知山	1485kHz	舞鶴 1215 kHz
F M 京 都	京 都	89. 4MHz	福知山	81. 3MHz	舞鶴 87. 2MHz
					宮津 79. 8MHz
					峰山 85. 4MHz
F M う じ （宇治市）		88. 8MHz			
F M 8 4 5 （京都市）		84. 5MHz			
京 都 三 条 ラ ジ オ カ フ ェ （京都市）		79. 7MHz			
F M い か る （綾部市）		76. 3MHz			
F M た ん ご （京丹後市）		79. 4MHz			
F M 丹 波 （福知山市）		79. 0MHz			
F M C O C O L O （外国語放送）		76. 5MHz			
F M ま い づ る （舞鶴市）		77. 5MHz			
R A D I O M I X K Y O T O (京都市)		87. 0MHz			
F M お と く に (長岡京市、向日市、大山崎町)		86. 2MHz			

注2：NHKの地震・津波に関する放送

1) 地震

- (1) 震度1、2については、ローカル速報
総合テレビ 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ第一 放送中の番組を適時中断し速報
- (2) 震度3、4については、全国に向けて速報
テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ第一 放送中の番組を適時中断し速報
- (3) 震度5弱、5強については、全国に向けて速報
テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ全波 放送中の番組を適時中断し速報
- (4) 震度6弱以上の地震については全国放送の臨時ニュース

2) 津波

注意報・警報・大津波警報はいずれも、テレビ・ラジオで全国に向けて速報

3) 緊急警報放送システム

第2章第4節で詳述する。

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送要請に関して京都府知事（以下「甲」という。）と（報道機関名）（以下「乙」という。）の間における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定による手続を定めるとともに、京都府地域防災計画に定める災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置した場合又はこれらに準じる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、京都府が行う災害応急対策についての報道要請（法第57条に規定する放送要請を除く。以下同じ。）に関して甲、乙及び京都府公安委員会（以下「丙」という。）との間における手続を定めるほか、これらの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害対策基本法に基づく放送要請

(要請の手続)

第2条 甲は、法第57条の規定により、乙に対して放送を行うことを求める場合は、別紙様式1により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条各号に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。甲の連絡責任者 京都府広報課長
乙の連絡責任者 (報道機関御担当者様 職名)

(準用)

第5条 京都府内の市町村長が、法第57条の規定により、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

第3章 災害対策本部を設置した場合等の報道要請

(報道要請事項)

第6条 甲又は丙は、災害時等における災害の発生の防御又は被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要があると認めるときは、乙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示等に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は被害の拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第7条 甲又は丙は、乙に対し前条の要請を行う場合は、別紙様式2により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 要請する報道の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他の必要な事項

(報道の実施)

第8条 乙は、甲又は丙から報道要請を受けたときは、適切に対応するものとする。

(連絡責任者)

第9条 第6条各号に掲げる報道要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

- 甲の連絡責任者 京都府広報課長、
乙の連絡責任者 (報道機関御担当者様 職名)
丙の連絡責任者 京都府警察本部広報応接課長

第4 雑則

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙との間において適切に協議するものとする。

(旧協定の承継)

第11条 本協定の締結に伴い、甲及び乙が 年 月 日付けで締結した「 に関する協定」については、承継されたものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から書面による解除の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

上記の協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

(甲) 京都府知事 山田 啓二

(乙) 報道機関 代表者職・氏名

(丙) 京都府公安委員会委員長 瀧 静子

乙は以下の16機関である。

FM802、FMあやべ、FM宇治、FM京都、NHK、関西テレビ、京丹後コミュニティ放送、京都コミュニティ放送、京都リビングFM、FMまいづる、RADIO MIX KYOTO、京都放送、大阪放送、朝日放送、毎日放送、讀賣テレビ

災害対策基本法に基づく放送要請

別紙様式 1

令和 年 月 日

様

京都府知事

災害対策基本法に基づく放送要請について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、下記のとおり要請します。
記

1 放送を求める理由

2 放送の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

京都府との協定に基づく報道要請

別紙様式2

令和 年 月 日

様

京都府知事
又は
京都府公安委員会委員長

災害対策本部を設置した場合等の報道要請について

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定第6条の規定により、下記のとおり報道要請します。

記

1 報道要請の理由

2 要請する報道の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

第2節 津波予報等の伝達計画

気象庁地震火山部及び大阪管区気象台は、「気象業務法」に基づき津波警報等を発表し、関係機関は、同法第15条の規定により住民及び船舶に通報又は周知を行う。その伝達系統は、図2.3.3によるものとし、伝達される津波警報等の種類と内容については、次の津波警報等の種類及び内容のとおりである。

津波の予報区は、日本の沿岸を66の津波予報区（原則として、都道府県程度の区分）に分けられている。京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成24年2月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、平成25年3月7日から、改善した津波警報等の運用を開始している。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

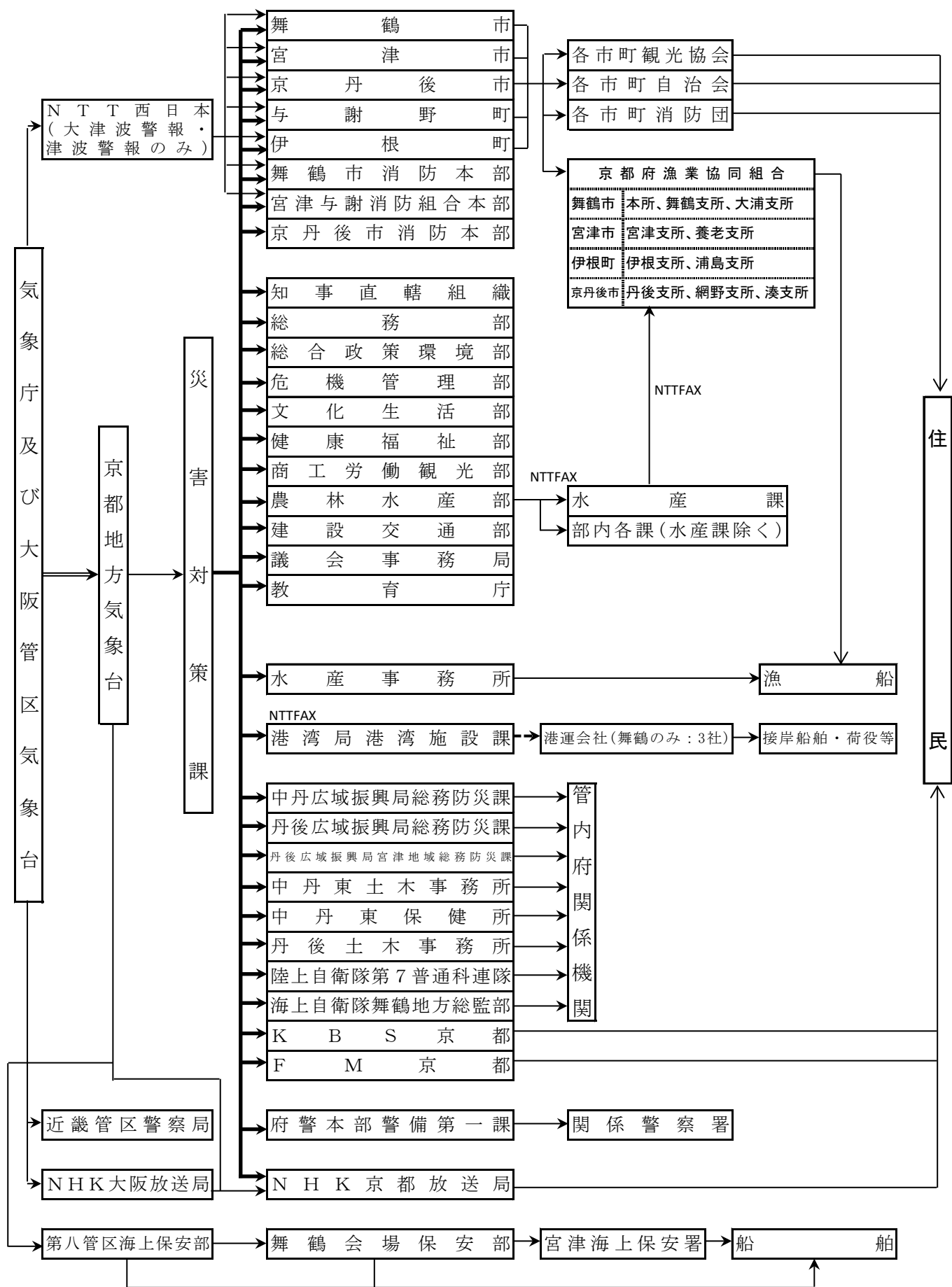
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発 表 基 準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意情報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ったりの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

図2.3.3 津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統



凡例	——	気象庁専用線
	- - - -	衛星通信系防災情報システム
	——	有線

第3節 緊急警報放送システムの活用

地震や津波など人命や財産に大きな影響を及ぼす重要かつ緊急な災害情報を、迅速かつ確実に伝達するために設けられた緊急警報放送システムは、当面次の3つの場合に限って放送されることとなっている。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合
- (3) 気象業務法第13条第1項の規定により、大津波警報又は津波警報が発せられたことを放送する場合

災害を未然に防止するためにも、災害に関する情報を多数の府民に同時にかつ迅速に伝達することは非常に重要なことであり、府及び市町村においては、このシステムの活用について推進していく。

なお、災害対策基本法第57条の規定に基づき放送要請をする場合は、別紙「緊急警報放送の要請に関する覚書」によるものとする。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

地震情報及び津波警報等については、これを迅速的確に住民に周知しなければならない。このため次の事項についてその詳細を定めるものとする。

第1 津波予報等の伝達系統及び方法

- 1 伝達系統図及び伝達方法
- 2 地方放送局の利用

第2 異常現象発見時における措置

- 1 発見者の通報
- 2 市町村長への通報
- 3 市町村長の関係機関への通報
- 4 一般住民に対する周知徹底

第3 近地地震、津波に対する自衛処置

- 1 地震、津波についての教育
- 2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織
- 3 情報聴取の責任者
- 4 一般住民に対する周知徹底

別 紙

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日締結、以下「協定」という。）第6条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第1条 災害対策基本法第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要がある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほかに知事が特に必要と認めるもの

（緊急警報放送要請の手続）

第2条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村長（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。

この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第3条 この覚書は、昭和61年2月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和61年2月1日

甲 京都府知事 林田悠紀夫
乙 日本放送協会京都放送局長 左藤 孜

別紙様式

消防 号
平成 年 月 日

日本放送協会
京都放送局長 殿

京都府知事 氏 名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) 市町村長からの特別の指示があったため
- (4) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先

市町村における緊急警報放送の放送要請手続について

市町村長が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

- 1 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるものとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。
京都府の連絡責任者 京都府危機管理部災害対策課長
市町村の連絡責任者 あらかじめ京都府知事に届出した者
- 2 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
- 3 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 4 覚書第2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。

別紙様式

番 号
平成 年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

市町村長名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

- 1 放送を求める理由
 - (1) 避難勧告・指示のため
 - (2) 各種予警報等の通知のため
 - (3) その他
- 2 放送内容
- 3 希望する放送日時
 - (1) 即 時
 - (2) 日 時 分
- 4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）
- 5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先